

官報

号外 昭和四十年十二月二十八日

第五十一回 衆議院會議録 第七号

昭和四十年十二月二十八日(火曜日)

議事日程 第三号

昭和四十年十二月二十八日

午後二時開議

- 第一 昭和四十年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出)
- 第二 昭和四十年年度における財政処理の特例措置に関する法律案(内閣提出)
- 第三 石油ガス税法案(内閣提出)
- 第四 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙中央更生保護審査会委員任命につき事後承認を求めるの件
- 日本放送協会経営委員会委員任命につき事後同意を求めるの件
- 社会保険審査会委員長任命につき同意を求めるの件

日程第一 昭和四十年度分の地方交付税の特例

昭和四十年十二月二十八日 衆議院會議録第七号

等に関する法律案(内閣提出)

石油ガス譲与税法案(内閣提出)

日程第二 昭和四十年年度における財政処理の特

別措置に関する法律案(内閣提出)

日程第三 石油ガス税法案(内閣提出)

日程第四 農業共済再保険特別会計の歳入不足

をうめるための一般会計からの繰入金に関する

法律案(内閣提出)

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣

提出)の趣旨説明及び質疑

日本国有鉄道整備緊急措置法案(久保三郎君外

七名提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時七分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

○議長(山口喜久一郎君) 検察官適格審査会委員

及び同予備委員がそれぞれ二名欠員となっておりますので、この際、その選挙を行ないます。

○海部俊樹君 検察官適格審査会委員及び同予備

委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御

異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めま

す。

議長は、検察官適格審査会委員に

羽田武副郎君 中村 高一君

を指名いたします。

また、同予備委員に

浦野 幸男君 重盛 寿治君

を指名し、浦野君を草野一郎平君の予備委員、ま

た、重盛君を中村高一君の予備委員といたします。

す。

中央更生保護審査会委員任命につき事後承認

を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき事後

同意を求めるの件

○議長(山口喜久一郎君) おほかりをいたします。

内閣から、中央更生保護審査会委員に一本郷太

郎君、藤野庄蔵君を、日本放送協会経営委員会委

員に池松文雄君、頼母木真六君、平塚泰蔵君、我

妻榮君を任命したので、それぞれその事後の承認

または同意を得たいとの申し出があります。右申

し出のとおり決するに御異議はありませんか。

決しました。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めま

す。よって、いずれも承認または同意を与えるに

決しました。

社会保険審査会委員長任命につき同意を求め

るの件

○議長(山口喜久一郎君) 次に、社会保険審査会

委員長に久下勝次君を任命したので、本院の同

意を得たいとの申し出があります。右申し出のと

おり同意を与えるに御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めま

す。よって、同意を与えるに決しました。

日程第一 昭和四十年度分の地方交付税の特

例等に関する法律案(内閣提出)

石油ガス譲与税法案(内閣提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出い

たします。

すなわち、この際、日程第一とともに、内閣提

出、石油ガス譲与税法案を追加して両案を一括議

題となし、委員長の報告を求め、その審議を進め

られんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御

異議はありませんか。

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙 中央更生保護審査会委員任命につき事後承認を求めるの件等二件 社会
保険審査会委員長任命につき同意を求めるの件 昭和四十年度分の地方交付税の特例等に関する法律案外一案

昭和四十年十二月二十八日 衆議院會議録第七号 昭和四十年年度分の地方交付税の特例等に関する法律案外一案

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第一、昭和四十年年度分の地方交付税の特例等に関する法律案、石油ガス譲与税法案、右両案を一括して議題といたします。

昭和四十年年度分の地方交付税の特例等に関する法律案

右

昭和四十年十二月二十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十年年度分の地方交付税の特例等に関する法律

(昭和四十年年度分の地方交付税の総額等の特例) 第一条 昭和四十年年度分に限り、地方交付税法

3 昭和四十年年度分に限り、法別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	八八・一〇〇〇〇
二 土木費			
1 道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	三六・五〇〇
2 橋りょう費	道路の延長	一メートルにつき	一九・七〇〇
3 河川費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	四七・一〇〇
4 港湾費	木橋の延長	一メートルにつき	一一・二〇〇〇
	河川の延長	一メートルにつき	四五・二〇〇
	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	二・三八〇〇〇
	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき	四・四〇〇〇〇

道府県																					
5 その他の土木費		三 教育費		4 厚生労働費		3 社会福祉費		2 衛生費		4 労働費		五 産業経済費		2 林野行政費		3 水産行政費		4 商工行政費		六 その他の行政費	
人口	面積	教職員数	学校数	教職員数	学校数	生徒数	人口	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	町村部人口	人口	人口	工場事業場労働者数	失業者数	耕地の面積	農家数	林野の面積	水産業者数	商工業の従業者数			
一人につき	一平方キロメートルにつき	一人につき	一校につき	一人につき	一校につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一町歩につき	一戸につき	一町歩につき	一人につき	一人につき	一人につき		
三一三〇〇	一、四六四、〇〇〇	四〇八、一〇〇〇	九三、〇〇〇	三八八、一〇〇〇	九三、〇〇〇	五、八七〇〇	一二三〇〇	一二八、〇〇〇	三九〇〇〇	一六四〇〇	三八六〇〇	四四六〇〇	八一、〇〇〇	三、九三四〇〇	五、三三二〇〇	二、八二〇〇〇	一八、七〇〇〇	九二二〇〇			
	三五六〇〇																				

1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
徴税費	恩給費	その他の諸費	災害復旧費	特定償還費	消防費	土木費	道路費	橋りよう費	港湾費
道府県税の税額	恩給受給権者数	人口	面積	人口	人口	道路の面積	道路の延長	橋りようの面積	港湾の延長
千円につき	一人につき	一人につき	一平方キロメートルにつき	一人につき	一人につき	一平方メートルにつき	一メートルにつき	一平方メートルにつき	一メートルにつき
一二七〇〇	四二、七〇〇	五三九〇〇	九五〇〇〇	二五〇〇〇	五五六〇〇	一五九〇〇	一五八〇〇	四五四〇〇	七八四〇〇
二二七〇〇	四二、七〇〇	五三九〇〇	九五〇〇〇	二五〇〇〇	五五六〇〇	一五九〇〇	一五八〇〇	四五四〇〇	七八四〇〇

1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
徴税費	恩給費	その他の諸費	災害復旧費	特定償還費	農林業行政費	商工行政費	その他の行政費	戸籍住民登録費	その他の行政費
市町村税の税額	市町村税の税額	市町村税の税額	市町村税の税額	市町村税の税額	農林業の従業者数	商工業の従業者数	その他の行政費	戸籍住民登録費	その他の行政費
千円につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一三七〇〇	五三〇〇〇	二二九〇〇	一〇一八〇〇	三三九〇〇	四、〇四六〇〇	三、〇四〇〇〇	二、一二二〇〇	一、〇一八〇〇	一、〇一八〇〇
一三七〇〇	五三〇〇〇	二二九〇〇	一〇一八〇〇	三三九〇〇	四、〇四六〇〇	三、〇四〇〇〇	二、一二二〇〇	一、〇一八〇〇	一、〇一八〇〇

昭和四十年十二月二十八日 衆議院會議録第七号

昭和四十年年度分の地方交付税の特例等に関する法律案外一案

一六

九 辺地対策事業
業債償還費

辺地対策事業費
の財源に充てる
ため発行を許可
された地方債に
係る元利償還金

千円につき

五七〇〇〇

(昭和四十一年度分から昭和四十七年度分までの地方交付税の総額の特例)

第二条 昭和四十一年度から昭和四十七年度までの各年度に限り、当該年度分として交付すべき地方交付税の総額は、法第六条第二項(昭和四十一年度から昭和四十四年度までの各年度分にあつては、昭和三十九年度分の地方交付税の特例等に関する法律第二条)の規定により算定した額から、当該各年度の前年度における借入金金の額に相当する額から当該各年度における借入金金の額に相当する額を控除した額を減額した額とする。

2 前項の借入金金の額は、昭和四十一年度において借り入れる借入金にあつては昭和四十一年度における財政処理の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第 号)第四条第一項の規定による借入金金の額として昭和四十一年度特別会計補正予算(特第2号)に計上された額とし、昭和四十一年度から昭和四十六年度までの各年度において借り入れる借入金にあつては同条第二項の規定による借入金金の額として当該各年度の予算で定める額とする。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前に各地方団体に対して交付された昭和四十一年度分の普通交付税の額は、同年度分の普通交付税の額の概算交付額とみなす。

す。

理 由

地方財政の現況にかんがみ、地方公務員の給与改定に要する経費の財源を地方団体に附与する等のため、昭和四十一年度の地方交付税の総額を当初予算計上額に三百億円を加算した額とする。ことに、普通交付税の総額、普通交付税の額の算定に用いる単位費用等の特例を設け、あわせて、昭和四十一年度から昭和四十七年度までの各年度の地方交付税の総額の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石油ガス譲与税法案

右 国会に提出する。

昭和四十一年十二月二十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

石油ガス譲与税法

(石油ガス譲与税)

第一条 石油ガス譲与税は、石油ガス税法(昭和四十年法律第 号)の規定による石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額とし、都道府県及び道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七条第三項に規定する指定市(以下「指定市」

という。)に対して譲与するものとする。

(譲与の基準)

第二条 石油ガス譲与税は、都道府県及び指定市に對し、毎年四月一日現在における各都道府県及び指定市の区域(指定市を包括する都道府県にあつては、当該指定市の区域を除いた区域)内に存する一般国道及び都道府県道(当該都道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他自治省令で定めるものを除く。)の延長及び面積にあん分して譲与するものとする。

2 前項の場合においては、石油ガス譲与税の二分の一の額を同項の道路の延長で、他の二分の一の額を同項の道路の面積であん分するものとする。

3 第一項の道路の延長及び面積は、自治省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種別その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより補正することができる。

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第三条 石油ガス譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれ当該下欄に定める額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
八 月	前年度三月における同月において取納すべき石油ガス税の収入額の見込額と同月において取納した石油ガス税の収入額との差額を四月から七月までの間の取納に係る石油ガス税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の二分の一に相当する額

十二月

八月から十一月までの間の取納に係る石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額

三 月

十二月から二月までの間の取納に係る石油ガス税の収入額と三月において取納すべき石油ガス税の収入額の見込額との合算額の二分の一に相当する額

2 前項に規定する各譲与時期ごとに譲与することができなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額をこえて譲与した金額があるときは、それぞれ当該金額を、次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(譲与時期ごとの譲与額の計算)

第四条 各都道府県及び指定市に対する前条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき石油ガス譲与税の額として前二条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各譲与時期ごとに譲与すべき石油ガス譲与税の額とする。

(譲与額の算定に用いる資料の提出義務)

第五条 都道府県知事及び指定市の長は、自治省令で定めるところにより、石油ガス譲与税の額の算定に用いる資料を自治大臣に提出しなければならない。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第六条 自治大臣は、石油ガス譲与税を都道府県及び指定市に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を

増加し、又は減少する必要があるときは、自治省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該譲与時期において都道府県及び指定市に譲与すべき額とするものとする。

〔石油ガス譲与税の用途〕

第七条 都道府県及び指定市は、譲与を受けた石油ガス譲与税の総額を道路に關する費用に充てなければならない。

(指定市の指定があつた場合における譲与の基準に關する特例)

第八条 新たに指定市の指定があり、当該指定市の長又は当該指定市が道路法第十三条第二項又は第十七条第一項に規定する管理を行なうこととなつた場合における第二条の規定の適用の特例については、政令で定める。

附 則

〔施行期日〕

1 この法律は、昭和四十一年一月一日から施行する。ただし、附則第三項、第四項及び第六項の規定は、公布の日から施行する。

〔昭和四十年年度の特例〕

2 昭和四十年年度に限り、第二条第一項中「毎年」とあるのは「昭和四十年」と、第三条第一項の表中「十二月から二月までの間の」とあるのは「一月及び二月中の」とする。

〔地方交付税法の一部改正〕

3 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「当該道府県の地方道路譲与税の下に」及び石油ガス譲与税を加え、「及び地方道路譲与税を」、「地方道路譲与税及び石油ガス譲与税」に改め、同条第三項の表道府県の

十四 都道府県交付金及び都道府県納付金

当該道府県の区域内における国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律第五条に規定する大規模の償却資産又は同法第五条の二に規定する新設大規模償却資産で同法第十六条第一項の規定により当該道府県に都道府県交付金が交付されるべきものに係る当該年度の交付金算定標準額の合計額から同法第五条又は第五条の二の規定により市町村に交付されるべき当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額を控除した額及び同法第十六条第二項の規定により当該道府県に都道府県納付金が納付されるべきものに係る当該年度の納付金算定標準額の合計額から同法第五条又は第五条の二の規定により市町村に納付されるべき当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産に係る納付金算定標準額を控除した額

十一 市町村交付金及び市町村納付金

(1) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律第二条第一項各号に掲げる固定資産に係るもの
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律第六条若しくは第八条又は第十条第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格
(2) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律第一条第二号の公社が所有する固定資産に係るもの
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律第十一条第一項の規定により自治大臣が配分して通知した当該固定資産の価格

改め、同表市町村の項中

十一 石油ガス譲与税

石油ガス譲与税法第二条の規定によつて算定した額

項中	十三 都道府県交付金及び都道府県納付金
	当該道府県の区域内における国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律第五条に規定する大規模の償却資産又は同法第五条の二に規定する新設大規模償却資産で同法第十六条第一項の規定により当該道府県に都道府県交付金が交付されるべきものに係る当該年度の交付金算定標準額の合計額から同法第五条又は第五条の二の規定により市町村に交付されるべき当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額を控除した額及び同法第十六条第二項の規定により当該道府県に都道府県納付金が納付されるべきものに係る当該年度の納付金算定標準額の合計額から同法第五条又は第五条の二の規定により市町村に納付されるべき当該大規模の償却資産又は新設大規模償却資産に係る納付金算定標準額を控除した額
十三 石油ガス譲与税	石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第 号）第二条の規定によつて算定した額

十二 市町村交付金及び市町村納付金

- (1) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律
第二条第一項各号に掲げる固定資産に係るもの
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律
第六条若しくは第八条又は第十条第一項の規定により各省各庁の長又は地方公共団体の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格
- (2) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律
第一条第二号の公社が所有する固定資産に係るもの
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律
第十一条第一項の規定により自治大臣が配分して通知した当該固定資産の価格

改める。

4 前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和四十年度分の地方交付税から適用する。

(自治省設置法の一部改正)

5 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十三号の二及び第三十三号の三中「地方道路譲与税」の下に「及び石油ガス譲与税」を加える。

第十三条第一号中「地方道路譲与税」の下に「石油ガス譲与税」を加え、同条第六号及び第七号中「地方道路譲与税」の下に「及び石油ガス譲与税」を加え、同条第十二号中(昭和三十年法律第百十三号)の下に「石油ガス譲与税法(昭和四十年法律第...号)」を、「地方道路譲与税」の下に「石油ガス譲与税」を加える。

第十七条第四号の二中「地方道路譲与税」の下に「及び石油ガス譲与税」を加える。

(地方道路譲与税法の一部改正)

6 地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(譲与時期ごとの譲与額の計算)

第三条の二 各都道府県及び指定市に対する前条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき地方道路譲与税の額として前二条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該各譲与時期ごとに譲与すべき地方道路譲与税の額とする。

理 由

都道府県及び指定市の道路財源を充実強化するため、石油ガス譲与税として、石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額を都道府県及び指定市に譲与することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長長の報告を求めます。

す。地方行政委員長中馬辰猪君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔中馬辰猪君登壇〕

○中馬辰猪君 ただいま議題となりました二法案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

まず、昭和四十年度分の地方交付税の特例等に関する法律案について申し上げます。

本案は、地方公務員の給与改定を九月から実施するための財源を地方公共団体に付与する等のため、昭和四十年度分の地方交付税の総額を当初予算計上額に三百億円を加算した額とするともに、普通交付税の総額、普通交付税の額の算定に用いる単位費用等の特例を設け、あわせて昭和四十一年度から昭和四十七年度までの各年度の地方交付税の総額の特例を設けようとするものであります。

本案は、十二月二十一日当委員会に付託され、同日永山自治大臣から提案理由の説明を聴取し、二十三日質疑に入り、昨二十七日、質疑を終了、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、日本社会党の安井吉典君から、本案に対し、少数意見の報告書を提出したい旨の発言がありました。

次に、石油ガス譲与税法案について申し上げます。本案は、都道府県及び六大都市の道路財源を充実強化するため、石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額を、石油ガス譲与税として、都道府県

及び六都市に対し、その区域内にある国道及び都道府県道の延長及び面積に案分して譲与することを骨子とするものであります。

本案は、昨十二月二十七日付託され、同日永山自治大臣から提案理由の説明を聴取し、本二十八日、質疑を終了したところ、亀山孝一君外二名から、石油ガス税法案の修正に伴い、本法の施行期日を昭和四十一年二月一日に延期すること等を趣旨とする修正案が提出され、討論を省略して採決の結果、修正案及び修正部分を除く政府原案は賛成多数をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決定した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

石油ガス譲与税法案に対する修正案(委員会修正)

石油ガス譲与税法案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「一月一日」を「二月一日」に改め、同項ただし書を削る。

附則第二項中「一月及び二月中の」を「二月中の」に改める。

附則第四項中「昭和四十年度分」を「昭和四十一年度分」に改める。

○議長(山口喜久一郎君) 両案中、昭和四十年度分の地方交付税の特例等に関する法律案に対しては、安井吉典君より、成規の賛成を得て、少数意見報告書が提出されております。

〔少数意見報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(山口喜久一郎君) この際、少数意見の報告を求めます。安井吉典君。

〔安井吉典君登壇〕

○安井吉典君 私は、ただいまの地方行政委員長報告のうち、昭和四十年年度分の地方交付税の特例等に関する法律案について、地方行政委員会において留保した、本案を否決すべきであるとの少数意見を御報告申し上げます。(拍手)

本案に対する地方行政委員会における審議において、各委員からしばしば指摘されましたごとく、地方財政は、自民党政府の高度経済成長政策のありを受け、昭和三十六年度を峠に悪化の方向に転じ、年々収支状況が悪くなつてまいりました。この地方財政悪化の一般的な傾向の上に、昭和四十年年度は思いがけない新しい重大な事態が発生したのであります。これが法人税など国税の二千六百億円に近い大幅な歳入減という事実であります。これは、政府の経済政策の失敗から、深刻な経済不況のため、予期していた税収が得られなかったものでありましようが、景気回復策とし、全く無理な公共事業等の歳出予算を組み、歳入では法人税などをことさらにふくらませ、収支のつじつまを合わせていたのがいま馬脚をあらわし、ここに破綻を生じたといふべきであり、このようなくわく解の余地のないためた財政運営を行なう政府に、国民は一日も国の財政をまかせておくわけにはいかないという論議が行なわれました。

そして、この国税の減収を地方財政にきわめて大きな影響をもたらす、すなわち、一、政府が当

初予算において法人税等の国税三税の大幅見直しを、そのため今度の補正予算において減額補正を行なつたことから、地方交付税額が五百十二億円に近い落ち込みを来した。二、地方税の企業課税は法人税額に比べて、法人税の減収のため、地方税の減収もかつてない五百三十二億円の大減収にのぼること。三、国家公務員に対する給与改定の人事院勧告に準じ地方公務員の給与改定を行なうための財源措置、その他ことしの相次ぐ災害対策のための財源措置が必要になつたこと。以上のような重大な事態に対し、政府は、ただいま議題となつております昭和四十年年度分の地方交付税の特例等に関する法律案と、財政法と略称されております昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案とで措置しようとしておられるのであります。その内容は、一、交付税の減収額は、減収がなかったものとするよう補てんすること。二、交付団体の給与改定九月実施の財源三百六十八億円に対しては三百億円だけ交付税をふやすが、この三百億円は特別会計の借入れで七年度で返済する。すなわち後年度の交付税の先食いとする。三、五百三十二億円にのぼる地方税減収には四百億円の起債ワックを増加措置するといふものであります。

地方行政委員会においては、この政府措置の多くの矛盾や問題点に論議が集中され、一、交付税の落ち込みは、国税三税の減収の実態に照らし、現行二九・五％の交付税率が低過ぎることを意味するのだから、この率を引き上げる形で補てんすべきこと。二、国家公務員給与改定に対する人事院勧告は、公務員からスト権を剝奪した代償措置であり、したがって、勧告どおり五月から完全に

実施すべきであり、地方公務員もこれに準じ五月改定として措置すべきである。また、その所要額は、地方の当然の財政需要の増加だから、交付税率の引き上げにより措置すべきである。三、政府案では、ことしの国の財源が不足だからといつて、ことしの給与改定費を後年度の交付税を先食いするやうなことでまかなうことは、将来地方財政がますます苦しくなつてくることが予想されるだけに、禍根を今後に残すものであること。四、地方税の減収補てんには四百億の起債では少な過ぎる等の鋭い指摘が、自民党を除く社会、民社各委員から行なわれたのであります。

ことに、重大な問題は、前述の政府提出のいわゆる財政法案でありまして、大蔵委員会付託のこの法案は、赤字公債発行のための財政法の改正と、もう一つは、地方行政委員会付託のこの地方交付税特例法案の歳入措置を規定した交付税及び譲与税配付金特別会計法の改正、この二つの部分によつて成り立っているものであります。赤字公債発行と交付税特別会計法とは、本来はこれは全く無関係でありますものを、この二つとも昭和四十年年度の異常な税の収入減に対する特別措置であるという点で共通しているという趣旨で、財政処理の特別措置に関する法律案とし、政府は一本にして国会に提出しているものであります。これは不合理きわまる措置であると思つております。(拍手)

俗にみそもくそも一緒にすると言いますが、赤字公債の発行は、わが国の財政政策に重大な転機を画し、ことによれば財政破綻に導くかもしれない、国民の好まざる、いわばくそ提案でありま

ため、欠点は多いが、いわばできの悪い栄養不十分なみそともいふべき提案であります。ところが、このみそ法案とくそ法案とを本来ならば別々な法案として国会に提出すべきであるのを、政府は戦術的に一つの財政法の中に抱き合わせて提出したものであり、この二つは全く本質も違ひ、みそとくそと、あるいは色だけは似ているかもしませんが、それを一緒にしてしまふといふふうなたぐひであり、かかる財政法提案の政府の態度は国会審議のたてまえからも許すべからざるところであると論ぜられたのであります。

そこにおいて、社会党は、昭和四十年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案を提出いたしました。委員会が説明されました社会党案の要旨は、

第一に、昭和四十年年度に限り地方交付税率を現行の二九・五％から三四・一％に引き上げ、これにより交付税の落ち込みを補てんし、交付団体が給与改定を五月から実施するための財源として交付するものであります。

第二に、交付税の歳入法である交付税及び譲与税配付金特別会計法、同法の二九・五％を昭和四十年年度に限り三四・一％と読みかえるものとしてしております。

なお、第三に、社会党では、地方税の減収補てん、災害対策等地方財政需要の増加に対応するため、地方債を政府の措置に加え、さらに、政府資金で三百億円を増額措置するよう、別に財政投融資計画の組みかえを要求したてているのであります。

以上の社会党提案は、地方行政委員会付託の政府提案に対する代案でありますとともに、これは

大蔵委員会付託の政府提出財特法案の代案たる性格を兼ね備えるものであります。すなわち、この社会党提案さえ可決されれば、地方行政委員会が政府提出の地方交付税特例法案も大蔵委員会の財特法案も、両案ともに否決してもよいものであり、とりわけ、後ほど提案される財特法が否決されましても、地方財政には十二分の措置が行なわれますし、かつ、国民の大きな不安の種となっており、赤字公債発行の道がなくなることになるものであります。しかるに、地方行政委員会においては、社会党案は無視されたまま政府案のみ多数で可決され、いま本会議に上程されているのであります。私は、多くの矛盾点や問題点を持つ本案を否決すべきであるとの地方行政委員会における少数意見をここに率直に御報告申し上げる次第であります。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 両案中、昭和四十年年度の地方交付税の特例等に関する法律案につき討論の通告があります。これを許します。細谷治嘉君。

〔細谷治嘉君登壇〕

○細谷治嘉君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和四十年年度の地方交付税の特例等に関する法律案に反対し、わが党提出の昭和四十年年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案に賛成の討論をいたしたいと思ひます。(拍手)

本案は、去る八月十三日行なわれました国家公務員に対する人事院の給与改定に関する勧告に準じて地方公務員の給与改定を九月から実施するに必要な財源措置を行なうとするものであります。

す。地方財政計画ベースで計算をいたしますと、必要財源は合計四百九十三億円となるのであります。人事院勧告どおりに五月から実施することにしたとしますと、必要額は合計七百四十億円と相なり、その差額は二百四十七億円であります。

申すまでもなく、人事院勧告は、公務員の労働基本権を剝奪した代償として行なわれるもので、公務員の生活と権利を守るために完全に実施すべきものであり、このことは、ドライヤー委員会の報告をまつまでもなく、政府、地方自治体の当然果たすべき責務だと言へるのであります。(拍手)

ところが、政府は、財源の不足等を理由として、今日まで一回も勧告を守ったことがなく、実施時期を大幅にずらしてまいつたのであります。日韓交渉にあたっては、八億ドルをこえる巨額の金を、無根拠のつかみ金で借しみがごとく支出しようとしながら、年々歳々人事院勧告を値切り、法律、制度の精神を踏みにじつてまいつた責任はきわめて大きく、まことに遺憾なことに申さなければなりません。私が政府案に反対する基本的理由はここにあります。

政府案によりますと、関係単位費用を暫定的に改定し、交付税方式で基準財政需要額を算定し、他方収入額は固定し、その差額によつて三百億円を配分しようというものであります。その結果、交付、不交付の別は、八月の普通交付税段階で必然的に固定されるという不合理を生じております。すなわち、三百億円は交付団体のみに配分され、不交付団体はほとんど全くこの措置にあずからないのであります。のみならず、交付団体の必要不足額の六十八億円は節約を強制することによつて糊塗され、不交付団体に對しては、財源の

すべてを節約に求め、昨年に比し二割五分増の百二十五億円の節約となつておるのであります。一体、このような節約は可能でありましようか。周知のように、国税の二千六百億円になんんとする減収は当然地方自治体にも及び、地方財政計画ベースで見積もつても、すでに五百三十二億円の減収が見込まれるのであります。これに對して政府は四百億円の地方債を増加することによつてお茶を濁そうとしておるのであります。なお不足額は百三十二億円に達するのであります。この点を勘案いたしますと、交付団体は、昨年に比し実質的にはわずかに四十億円、地方債を加えても二百三十億円の財源措置を受けたにすぎないことになり、他方、不交付団体に至つては、地方債以外にたよるべき財源はなく、各地に起きておる公共事業の返上に見られるとおり、極度の財源不足におちいつておるものと考えられるのであります。

これに關連して指摘しておかなければならない点は、地方公営企業職員の給与改定財源であります。現在、各種の地方公営企業は、極度の累積赤字に悩み、政府の適宜な対策が強く要望されているのであります。今回は何らの具体的措置が示されておらないのであります。公営企業に従事する職員もまた地方公務員であり、当然国家公務員に準じて給与の改定を実施すべきことは論をまたないところであり、まことに遺憾に思ふ次第であります。

地方財政危機の一面は、地方税収入の激減に象徴されておるのであります。試みに、最近の地方税の収納状態を見ますと、昭和三十八年度においては、財政計画額に對して一五%の伸びを示し、千五百六十億円に近い増収があらましたが、三十九

年度はわずかに七%と急減し、本年度においては逆に四%近く落ち込むものと予想されているのであります。昨年末では国の財源措置の不足も地方税の若干の伸張によつてかろうじて処理できたのであります。今年度はいかにさか立ちしても不可能だと申して過言でないものであります。政府当局は、今回の措置によつて、府県は八三%、市町村に對しては七八%の財源充當になると稱していますが、これは実態に目をおつた、きわめて部分的、皮相的な見解といわねばならず、地方団体のとつてい納得しがたいものといわざるを得ません。自治省当局が毎年策定する地方財政計画は、実際の決算額に比較すると、大幅に下回り、およそ七割五分程度にすぎないのであります。人件費においても同様で、今回の措置も、実際には府県七割五分程度、市においては五七%前後の充當率と見込まれるのであります。今日の地方自治体が、超過負担に窮し、公共事業を返上し、自治体としてぜひとも必要とする単独事業などを極度に圧縮せざるを得ない原因は、まさしくここにあると言へるのであります。

政府は、今回地方交付税の落ち込み分五百十二億円を補てんし、地方税の減収に對しては四百億円の起債を充當し、そして給与改定財源として三百億円を措置したことをもつて、温情あふる措置と自画自賛しているようであり、この態度、姿勢こそが今日の地方財政破綻をもたらしたものとわなければなりません。(拍手) 地方交付税の落ち込みは、政府みずからの税収見込みの過大から生じたものであり、政府の責任において補てんすべきことは当然と申さなければなりません。さらに、給与財源としての三百億円は地方交

付税の先食いであり、今後七カ年にわたって返済を要するのであります。したがって、文字どおりの借金政策であつて、地方団体にとっては泣きつらにハチの感さであるのであります。

これに對して、わが社会党案は、国と地方との財政実情を勘案しつつ、無謀な公債政策を排除して、地方財政を破綻から救ひ出し、地方公務員に對しては人事院勧告に準じて給与改定を完全に実施し得るよう措置したものであります。すなわち、地方交付税率を本年に限って国税三税の三四・一%に引き上げることによつて、交付税の落ち込み分を補てんとすると同時に、後年度交付税の先食いによらず財源措置を講ずることとしたしております。もちろん、これだけの措置をもつてしても、地方財政の現状から見れば十分だと申すことはできないのであります。政府案に比し数段まさるものと断言できるのであります。私は心から賛意を表したいと思ひます。(拍手)

いま地方財政は未曾有の危機に立つてゐるといわれております。試みに政府の明年度地方財政対策なるものを見ますと、地方税及び交付税の横ばいにして、投資的経費の著しい増大が予想されるのであります。かりに公債七千億円、減税半年度三千億円、公共事業の伸び率を二割と想定してみますと、約三千四百億円の歳入不足が見込まれるといふのであります。これに對し、自治省は、定年制の法定化、補助職員制度の整理、人事院勧告の再検討、府県合併による人員の削減などを具體化し、他方、固定資産税、住民税の増徴、使用料、手数料の値上げなどによつて収支のバランスをとらうと懸命の様子であります。一方、大蔵省は、一時的な臨時交付金をもつて糊塗し、地方公

務員法の改悪によつて人件費を抑制し、地方税の増税と繰越金の拡大によつて公共事業を拡大せよと企圖しているといわれます。このことは、長期財政構想の一環として地方財政再建計画を樹立させ、公債政策の中に地方自治体を組み入れようとの意圖だと申さなければなりません。

この意味において、公債発行を前提として提案された政府案は、困窮する地方財政を救出する方向をたどつておらず、逆に二、三の危機を深める危険性を本質的に持つものだと思はざるを得ないのであります。(拍手)

以上、私は、政府案であります昭和四十年年度の地方交付税の特例等に関する法律案に反對し、日本社会党提出の地方交付税の総額等の特例に関する法律案に心から強く賛意を表明いたしましたし、討論を終わります。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて討論は終局いたしました。

而案を一括して採決いたします。

而案中、昭和四十年年度の地方交付税の特例等に関する法律案の委員長の報告は可決、他の一案の委員長の報告は修正であります。而案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よつて、而案とも委員長報告のとおり決しました。(拍手)

日程第二 昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案(内閣提出)

日程第三 石油ガス税法案(内閣提出)

日程第四 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第二、昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案、日程第三、石油ガス税法案、日程第四、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうるための一般会計からの繰入金に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。

昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案

国会に提出する。

昭和四十年十二月二十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、最近における経済情勢にかへりみ、昭和四十年年度における租税収入の異常な減少等に対処するため、必要な財政処理の特別措置を定めるものとする。

(公債の発行)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項の規定にかかわらず、昭和四十年年度の一般会計補正予算(第三号)において見込まれる租税及び印紙収入の減少を補うため、同予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 政府は、前項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

3 第一項の規定による公債の発行は、同項の議決を経た金額のうち昭和四十年年度の一般会計の歳出予算の翌年度繰越額の財源として必要な金額の範囲内で、昭和四十一年度において行なうことができる。

(交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例)

第三条 昭和四十年年度の交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号。以下「法」という。)第四条の規定による一般会計からの繰入金金の額の算定については、同年度の所得税、法人税及び酒税の収入見込額は、同年度の一般会計の当初予算に計上されたところによる。

2 昭和四十一年度以降の各年度分の法第四条の規定による一般会計からの繰入金金の額の算定については、昭和四十年年度の地方交付税に相当する金額は、同年度の一般会計の当初予算に計上された所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十九・五に相当する金額の合算額とする。

(交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金)

第四条 交付税及び譲与税配付金特別会計においては、昭和四十年年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、法附則第十五項の規定によるほか、三百億円を限り、この会計の負担において、借入金をすることができ

2 交付税及び譲与税配付金特別会計において

昭和四十年十二月二十八日 衆議院會議録第七号

昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律案外二案

一二二

は、昭和四十一年度から昭和四十六年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、法附則第十五項の規定によるほか、前項に規定する金額から、次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる下欄に掲げる金額を順次控除して得た額を限り、予算で定めるところにより、この会計の負担において、借入金を行うことができる。

年 度	金 額
昭和四十一年度	十億円
昭和四十二年度	三十億円
昭和四十三年度	三十億円
昭和四十四年度	三十億円
昭和四十五年度	六十億円
昭和四十六年度	七十億円

3 法附則第十六項から第十八項まで及び第二十項の規定は、前二項の規定による借入金並びにその償還金及び利子について準用する。

(交付税及び譲与税配付金特別会計の支出する地方交付税交付金の額の特例)

第五条 昭和四十年から昭和四十七年度までの各年度においては、法第三条に規定する地方交付税交付金のうち地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第六条の規定に係るものは、昭和四十年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十年法律第 号)第一条第一項及び第二条第一項の規定により当該年度分の地方交付税の総額の交付金とする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「起債、」を「発行価格、利率、償還期限其ノ他起債ニ関シ必要ナル事項並ニ」に、「開スル取扱手続」を「開シ必要ナル事項」に、「定メ日本銀行ヲシテ其ノ事務ヲ取扱ハシム」を「定ム」に改め、同条に次の二項を加える。

前項ノ国債ニ関スル事務ハ大蔵大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ取扱ハシム

第一項ノ規定ハ借入金及一時借入金ノ借入、元金償還及利子支払ニ付之ヲ準用ス

3 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「は、昭和三十九年度から昭和四十四年度までの各年度において」を「のうち地方交付税法第六条の規定に係るものは、昭和三十九年度においては」に改め、「及び第二條」を削る。

理 由

最近における経済情勢にかえりみ、昭和四十年における租税収入の異常な減少等に対処するため、一般会計において公債を発行することができるとするとともに、同年度の一般会計からの交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額を当初予算計上額によることとし、あわせて同年度の地方交付税交付金の増額に関する措置に伴い同特別会計において借入金ができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石油ガス税法案

右 国会に提出する。

昭和四十年十二月二十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

石油ガス税法

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 課税標準及び税率(第九条・第十条)

第三章 免税及び税額控除等(第十一条―第十五条)

第四章 申告及び納付等(第十六条―第二十条)

第五章 雑則(第二十一条―第二十七条)

第六章 罰則(第二十八条―第三十一条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、石油ガス税の課税物件、納税義務者、課税標準、税率、免税、申告及び納付の手続その他石油ガス税の納税義務の履行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 石油ガス 炭化水素(炭化水素とその他の物の混合物でその性状及び用途が炭化水素に類するものを含む)で温度十五度及び一気圧において気状のもの(一分子を構成する炭素の原子の数が二個以下のものを主成分とするものを除く)をいう。

二 自動車 原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条又は架線を用いないものをいう。

三 自動車の石油ガス容器 石油ガスの容器のうち、当該容器に充てんされる石油ガスを自動車の燃料の用に供するための機能を有するもので政令で定めるものをいう。

四 石油ガスの充てん場 自動車の石油ガス容器に石油ガスを充てんする場所をいう。

五 保税地域 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九条(保税地域の種類)に規定する保税地域をいう。

(課税物件)

第三条 自動車の石油ガス容器に充てんされている石油ガス(以下「課税石油ガス」という。)には、この法律により、石油ガス税を課する。

(納税義務者)

第四条 石油ガスを自動車の石油ガス容器に充てんする者(以下「石油ガスの充てん者」という。)は、その石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスにつき、石油ガス税を納める義務がある。

2 課税石油ガスを保税地域から引き取る者は、その引き取る課税石油ガスにつき、石油ガス税を納める義務がある。

(移出又は引取り等とみなす場合)

第五条 石油ガスの充てん場において課税石油ガスが消費される場合には、当該石油ガスの充てん者がその消費の時に当該課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。ただし、その消費につき、当該石油ガスの充てん者の責めに帰することができない場合には、その消費者を石油ガスの充てん者とみなす。

し、当該消費者がその消費の時に当該課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出したものとみなして、この法律（第十六条、第十八条及び第二十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

2 保税地域において課税石油ガスが消費される場合には、その消費者がその消費の時に当該課税石油ガスをその保税地域から引き取るものとみなす。

3 関税法第六十一条第一項（保税工場外における保税作業）の許可を受けて同項の規定により指定された場所に入搬された課税石油ガスが、同項の規定により指定された期間内に、その場所において消費される場合には、当該消費を保税地域における消費とみなして、前項の規定を適用する。

4 石油ガスの充てん場に現存する課税石油ガスが滞納処分（その例による処分を含む）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該石油ガスの充てん者がその換価の時に当該課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。

5 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行わないこととなつた場合において、課税石油ガスが当該石油ガスの充てん場に現存するときは、当該石油ガスの充てん者が当該充てんを行なわなかったこととなつた日に当該課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。ただし、当該石油ガスの充てん者が、政令で定めるところによ

り、その石油ガスの充てん場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

6 前項ただし書の承認があつた場合には、その承認に係る課税石油ガスについては、その承認をした税務署長の指定する期間、その石油ガスの充てん場であつた場所をなお石油ガスの充てん場とみなす。この場合において、当該期間を経過した日になお当該課税石油ガスがその場所に現存するときは、当該石油ガスの充てん者がその日の前日に当該課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。

（石油ガスの充てん者等とみなす場合）
第六条 課税石油ガスが石油ガスの充てん場から移出された場合において、その移出につき、当該石油ガスの充てん者の責めに帰することができないときは、当該課税石油ガスを移出した者を石油ガスの充てん者とみなして、この法律（第十六条、第十八条及び第二十四条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。

2 自動車用の石油ガス容器以外の容器に充てんされている石油ガスを自動車用の燃料として消費するため当該石油ガスが充てんされている容器を自動車に取り付けた者があるときは、その者を石油ガスの充てん者と、その石油ガスを課税石油ガスと、その取付けを石油ガスの充てん場からの移出とみなして、この法律を適用する。

（適用除外）

第七条 石油ガスの充てん場から移出され、又は保税地域から引き取られた課税石油ガス（当該移出又は引取りに係る石油ガスを免除されたもの及び石油ガスの充てん場に戻し入れられ、

又は移入され現に当該石油ガスの充てん場にあるものを除く。）が、他の自動車用の石油ガス容器に充てんされる場合には、この法律を適用しない。

（納税地）

第八条 石油ガスの納税地は、石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスに係るものについては、当該石油ガスの充てん場の所在地とし、保税地域から引き取られる課税石油ガスに係るものについては、当該保税地域の所在地とする。ただし、第六条第二項の規定に該当することその他の理由により本文の規定により難い場合として政令で定める場合における石油ガスの納税地は、政令で定める。

第二章 課税標準及び税率

（課税標準）

第九条 石油ガスの課税標準は、石油ガスの充てん場から移出し、又は保税地域から引き取る課税石油ガスの重量とする。

2 課税石油ガスで容量により計量されているものについての前項の重量の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

（税率）

第十条 石油ガスの税率は、課税石油ガス一キログラムにつき、十七円五十銭とする。

第三章 免税及び税額控除等

（輸出免税）

第十一条 石油ガスの充てん者が輸出する目的で課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出する場合には、当該移出に係る石油ガスを免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの

充てん者が、当該移出をした日の属する月分の第十六条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に、当該課税石油ガスの輸出に關する明細書及び当該課税石油ガスが輸出されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。

3 前項の場合において、やむを得ない事情により同項に規定する政令で定める書類を同項の申告書に添附することができないことにつき、政令で定めるところにより、当該申告書の提出先の税務署長の承認を受けたときは、当該書類は、当該税務署長の指定した期限までに提出すれば足りるものとする。

4 第一項の移出をした課税石油ガスを輸出する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失場所のもよりの税務署又は税関の税務署長又は税関長から交付を受けた亡失証明書をもちて第二項に規定する政令で定める書類に代えることができる。

（移出に係る課税石油ガスの特定用途免税）

第十二条 石油ガスの充てん者が工業用その他の用途で政令で定めるものに供される課税石油ガスを、その石油ガスの充てん場から当該用途に供する場所へ移出する場合には、当該移出に係る石油ガスを免除する。

2 前項の規定は、同項の移出をした石油ガスの充てん者が、当該移出をした日の属する月分の第十六条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。）に、当該課税石油ガスの移出に關する明細書及び当該

昭和四十年十二月二十八日 衆議院會議録第七号

昭和四十年年度における財政処理の特別措置に關する法律案外二案

一二四

課税石油ガスが前項に規定する用途に供する場所に移入されたことを証する書類として政令で定める書類を添附しない場合には、適用しない。ただし、既に第七項本文の規定の適用があつた場合は、この限りでない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第一項の規定に該当する課税石油ガスを同項に規定する用途に供する場所に移入した者は、当該課税石油ガスの移入の目的、重量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該場所の所在地の所轄税務署長に、その税入をした日から十日以内（政令で定めるところにより当該所轄税務署長の承認を受けたときは、当該移入をした日の属する月の翌月十日まで）に提出しなければならない。

5 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項に規定する者に対し、同項に規定する課税石油ガスを他の石油ガスと区別して蔵置すべきことを命ずることができる。

6 第四項に規定する者は、同項に規定する課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡ししてはならない。ただし、当該課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡すことについてやむを得ない事情がある場合において、政令で定める手続により、当該移入した場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

7 第四項に規定する者が同項に規定する課税石油ガスをその用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、所轄税務署長は、その者から

当該消費又は譲渡に係る石油ガス税を直ちに徴収する。ただし、既に第二項本文に規定する事実（第三項において準用する前条第三項の承認があつた場合には、同項に規定する期限までに同項に規定する書類が提出されなかつた事実）が生じている場合は、この限りでない。

（引取りに係る課税石油ガスの特定用途免税）
第十三条 前条第一項に規定する用途に供する課税石油ガスを、保税地域から引き取りとする場合において、当該引き取りとする者が、政令で定める手続により、その保税地域の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該課税石油ガスを引き取りときは、当該引取りに係る石油ガス税を免除する。ただし、第五項本文の規定の適用がある場合は、この限りでない。

2 税関長は、前項の承認をする場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該課税石油ガスが同項に規定する用途に供する場所に移入されたことについての当該場所の所在地の所轄税務署長の証明書を提出すべきことを命じなければならない。

3 第一項の承認の申請者が第二十一条の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税関長は、その承認をしてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る同項に規定する用途に供する場所について、石油ガス税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税関長は、その承認をしないことができる。

5 第一項の承認を受けて引き取つた課税石油ガスについて、第二項の規定により税関長が指定した期限までに同項に規定する証明書の提出がないときは、当該承認を受けて課税石油ガスを

引き取つた者から直ちにその石油ガス税を徴収する。ただし、第七項において準用する前条第七項本文の規定の適用が既にあつた場合は、この限りでない。

6 第一項の承認を受けて引き取つた課税石油ガスを同項に規定する用途に供する場所に移入する前に、災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には、政令で定める手続によりその亡失の場所のもよりの税務署の税務署長から交付を受けた亡失証明書をもちて第二項に規定する証明書に代えることができる。

7 前条第五項から第七項までの規定は、第一項の規定に該当する課税石油ガスを同項に規定する用途に供しようとする場所に移入した者について準用する。

（免税の表示）
第十四条 第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定に該当する課税石油ガスをその石油ガスの充てん場から移出し、又は前条第一項の承認を受けて課税石油ガスを保税地域から引き取りとする者は、政令で定めるところにより、当該課税石油ガスの容器に当該課税石油ガスが第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定に該当するものである旨又は当該承認に係るものである旨の表示をしなければならない。

第十五条 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場に戻し入れた場合には、当該石油ガスの充てん者が当該戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書（同項に規定する期限までに提出するものに限る。次項において同じ。）に記載した同条第一項第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既にこの項、次項又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。同項において同じ。）に相当する金額を控除する。

2 石油ガスの充てん者が他の石油ガスの充てん場から移出され、又は保税地域から引き取られた課税石油ガスをその石油ガスの充てん場に移入した場合（前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。）において、当該課税石油ガスをその移入した石油ガスの充てん場から更に移出するときは、その者が当該移出の日の属する月分の次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき当該他の石油ガスの充てん場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより徴収された、若しくは徴収されるべき石油ガス税額（延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に前項、この項又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるときは、又は同条第二項の規定による申告書

の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

4 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスを、その石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわなかったこととなつた後(第五条第五項ただし書の承認を受けた場合には、同条第六項に規定する期間の経過後)当該石油ガスの充てん場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該石油ガスの充てん場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該課税石油ガスを廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額に相当する金額を控除し、又は還付する。

5 第一項から前項までの規定による控除又は還付を受けようとする石油ガスの充てん者は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該課税石油ガスの戻入れ又は移入及び移出に関する明細書並びに当該戻入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を添附しなければならない。

6 相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業(対価を受けるかどうかを問はず、反覆して石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんすることをいう。以下同じ。)を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)により当該石油ガ

スの充てん場から移出された課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場に戻し入れたときは、その相続人が当該移出をしたものとみなして、第一項から前項までの規定を適用する。

7 前項の規定は、合併により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替へるものとする。

8 第三項又は第四項の規定による還付金につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

一 次条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限
二 次条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日
第四章 申告及び納付等

第四節 移出に係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告

第十六条 石油ガスの充てん者は、その石油ガスの充てん場ごとに、毎月(当該石油ガスの充てん場からの移出がない月を除く)、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一 その月中において当該石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスの重量

二 第十一条又は第十二条の規定による石油ガス税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする課税石油ガスの重量

三 第一号の重量から前号の重量を控除した重量(以下「課税標準重量」という。)

四 課税標準重量に対する石油ガス税額

五 前条第一項、第二項若しくは第四項又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油ガス税額(前号に掲げる石油ガス税額のうち既に確定したものを含む。)

六 第四号に掲げる石油ガス税額から前号に掲げる石油ガス税額を控除した金額に相当する石油ガス税額(以下「納付すべき税額」という。)

七 第四号に掲げる石油ガス税額から第五号に掲げる石油ガス税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

2 前条第一項又は第四項の戻入れをした者は、前項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入れをした場所の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

3 第一項の規定は、他の法律の規定によりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けて石油ガス税を免除された課税石油ガスについて

は、適用しない。

(引取りに係る課税石油ガスについての課税標準の申告)

第十七条 課税石油ガスを保税地域から引き取りようとする者は、当該引取りに係る石油ガス税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取りの日時、引き取る課税石油ガスに係る前条第一項第三号に掲げる事項に準ずる事項その他政令で定める事項を記載した申告書を、その保税地域の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(移出に係る課税石油ガスについての石油ガス税の期限内申告による納付)

第十八条 第十六条第一項の規定による申告書を提出した石油ガスの充てん者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する石油ガス税を、国に納付しなければならない。

(引取りに係る課税石油ガスについての石油ガス税の徴収等)

第十九条 保税地域から引き取られる課税石油ガスに係る石油ガス税は、その保税地域の所在地の所轄税務署長が当該引取りの際徴収する。

2 第五条第一項ただし書又は第六条第一項の規定に該当する課税石油ガスに係る石油ガス税は、これらの規定に規定する石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長が、その移出をした日の属する月の翌月末日を納期限として徴収する。

(納期限の延長)

第二十条 石油ガスの充てん者が、第十六条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提

出した場合において、第十八条の規定による納期限までに納期限の延長についての申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出し、かつ、当該申告書に記載した納付すべき税額の全部又は一部に相当する担保を政令で定めるところにより提供したときは、当該税務署長は、一月以内、当該担保の額に相当する石油ガス税の納期限を延長することができる。

2 課税石油ガスを保税地域から引き取りようとする者が、第十七条の規定による申告書を提出した場合において、その引取りの時までに納期限の延長についての申請書を同条の税関長に提出し、かつ、当該課税石油ガスに係る石油ガス税額の全部又は一部に相当する担保を当該税関長に提供したときは、当該税関長は、一月以内、当該担保の額に相当する石油ガス税の納期限を延長することができる。

第五章 雑則

(保全担保)

第二十一条 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、石油ガス税の保全のために必要であると認めるときは、政令で定めるところにより、石油ガスの充てん者又は課税石油ガスを保税地域から引き取る者に対し、金額及び期間を指定して、石油ガス税につき担保の提供を命ずることができる。

2 国税庁長官、国税局長、税務署長又は税関長は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。

(自動車用の石油ガス容器である旨の表示)

第二十二条 自動車用の石油ガス容器の所有者は、その自動車用の石油ガス容器の見やすい所に、その容器が自動車用の石油ガス容器であることを表示しなければならない。

に、その容器が自動車用の石油ガス容器であることを表示しなければならない。

(記帳義務)
第二十四条 石油ガスの充てん者、課税石油ガスの販売業者及び第十二条第一項又は第十三条第一項に該当する課税石油ガスの移入をした者は、政令で定めるところにより、石油ガスの受入れ及び払出しに関する事実を帳簿に記載しなければならない。

第二十三条 石油ガスの充てん業をしようとする者(保税地域において、関税法第二条第三号(定義)に規定する外国貨物に該当する課税石油ガスに係る石油ガスの充てん業のみをしようとする者を除く。以下同じ)は、その石油ガスの充てん場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。石油ガスの充てん業を廃止し、又は休止しようとする場合も、また同様とする。

2 前項の規定による申告をした者は、その申告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を書面で所轄税務署長に申告しなければならない。

3 相続により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継した相続人があるときは、当該相続人は、その石油ガスの充てん場ごとに、当該相続があつた日から一月以内に、その旨を書面で当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。この場合において、当該期間内にその申告がされたときは、当該相続があつた日において、第一項の規定による申告があつたものとみなす。

(合併)

4 前項の規定は、合併により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「当該相続人」とあるのは、「当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人」と読み替へるものとする。

第二十五条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続があつた場合においては、相続人は、被相続人の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第十六条第一項の規定による申告の義務
二 前条の規定による記帳の義務
(当該職員)の権限
第二十六条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員(以下「当該職員」という。)は、石油ガス税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができる。

一 第二十四条に規定する者又は石油ガスを石油ガスの充てん者に供給する者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する石油ガス、石油ガスの容器、帳簿書類その他の物件を検査すること。
二 課税石油ガスを保税地域から引き取る者に対して質問し、又はその引き取る課税石油ガス及び自動車用の石油ガス容器を検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する石油ガス又は前号に規定する課税石油ガスについて必要最少限度の分量の見本を採取すること。
四 運搬中の課税石油ガス及び自動車用の石油ガス容器を検査し、又はこれらを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、石油ガス税に関する調査について必要がある場合には、第二十四条に規定する者又は石油ガスを石油ガスの充てん者に供給する者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む)に対して、その団体の石油ガスの充てん若しくは取引又は消費に関し参考となるべき事項を諮問することができる。
3 第一項第三号の規定により採取した見本に關しては、第四条、第十二条第七項本文及び第十六条から第十九条までの規定は、適用しない。
4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(保税地域に該当する石油ガスの充てん場)
第二十七条 石油ガスの充てん場が保税地域に該当する場合には、この法律の適用上、関係法第二十四条(定義)に規定する内国貨物に該当する課税石油ガスについては、その石油ガスの充てん場を保税地域に該当しない石油ガスの充てん場と、その他の課税石油ガスについては、その石油ガスの充てん場を石油ガスの充てん場でない保税地域とみなす。

第六章 罰則

二八

内閣総理大臣 佐藤 榮作

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律

法律

1 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足をうめるため、昭和四十年年度において、一般会計から、十六億三千百万円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六条第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

昭和四十年年度において低温、台風等により水陸稲の被害が異常に発生したこと等により農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる支払財源の不足をうめるための資金を、昭和四十年年度において、一般会計から繰り入れる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長長の報告を求めます。大蔵委員長吉田重延君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔吉田重延君登壇〕

○吉田重延君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、昭和四十年年度における租税及び印紙収入が経済情勢の停滞によって異常な減収を見込まれる等の事態に立ち至りましたので、これに対処するため必要な財政処理の特別措置を講じようとするものであります。

この法律案の内容を概略申し上げますと、
第一は、公債の発行であります。昭和四十年年度の租税及び印紙収入は、当初見込みに対し二千五百九十億円の大幅な減少を来すと見通しとなりましたので、この減少を補うため、昭和四十年年度の臨時特例として、政府は、財政法第四条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができることとし、右国会の議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととしたしております。なお、この公債の発行は、昭和四十年年度一般会計歳出予算の翌年度繰り越し額の範囲内で、昭和四十一年度においても行なうことができることとしております。

第二は、交付税及び譲与税配付金特別会計につきましまして、一般会計からの繰り入れ額の特例措置及び借り入れの措置を講ずることとしたしております。昭和四十年年度においては、所得税、法人税及び酒税の収入見込み額の減少に伴い、地方交付

税交付金は五百十二億四千万円だけ減額することとなるのでありますが、地方団体の財政事情の現況にかんがみ、特にその減額を行わず、これを当初予算計上額どおりとすることとし、また、昭和四十年年度分限り、国税三税の収入決算額の増減による後年度精算は行なわないこととしたしております。

次に、今般地方公務員の給与改定に必要な経費の財源に資するため、地方交付税の総額を三百億円増額する措置がとられることとなりますので、これに伴い、交付税及び譲与税配付金特別会計におきまして、昭和四十年年度において三百億円を限り借入金を行うことができることとし、右の金額については、昭和四十一年度以降七カ年度にわたる返済が行なわれるよう措置するとともに、利子の支払いに充てるため、必要な金額は予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れることとしております。

なお、これらの措置に伴い、国債に関する法律第一条を改める等、所要の規定の整備をはかることとしております。

以上がこの法律案の内容であります。が、本案は、去る十二月二十日大蔵委員会に付託せられ、以来、連日大蔵大臣の出席を求めて慎重な審査が行なわれ、二十四日には参考人を招致して、本案に対する意見を聴取いたしました。

かくて、昨二十七日、質疑を終了し、討論を行ないましたところ、有馬輝武君は日本社会党を代表して本案に対し反対の意見を表明せられ、次いで、木村剛輔君は自由民主党を代表して賛成の意見を、また、竹本孫一君は民社党を代表して反対の意見を、それぞれ表明せられました。

次いで、採決いたしましたところ、多数をもって本案は原案のとおり可決となりました。続いて、石油ガス税法案について申し上げます。

この法律案は、最近における自動車の燃料用石油ガスの消費の状況にかんがみ、揮発油に対する課税との権衡等を考慮して、新たに石油ガス税を設けようとするものであります。

すなわち、自動車燃料用の石油ガスについて、石油ガスの充てん場からの移出、または保税地域からの引き取りを課税原因として、その充てん者または引き取り者に対し、石油ガス一キログラムにつき七十四円五十銭の税率で、昭和四十一年一月一日から石油ガス税を課することとし、これに伴う所要の規定につきましては他の間接国税の例にならうて定めることとしております。

なお、本案につきましては、当初、去る第四十八回国会に提出せられ、自來、本院において継続審査に付されておりましたところ、第五十回国会で審査未了となり、今回再度提出された経緯のありますことを申し添えておきます。

以上が本案の概要であります。が、本案に対しては、山中貞則君より、自民、社会、民社の三党共同提案にかかる修正案が提出されました。この修正案は、石油ガス税が新規課税であり、納税者の負担の実情等をさらに十分考慮する必要があると認められますので、その負担の激変を緩和する等、所要の規定について修正を行なうとするものであります。おもなる内容は次のとおりであります。

まず第一に、この法律の施行期日を一カ月延期し、昭和四十一年二月一日から施行することとい

たしております。

第二に、税率を暫定的に軽減することとし、昭和四十一年分は一キログラムにつき五円、昭和四十二年分は一キログラムにつき十円とし、昭和四十三年分以降は一キログラムにつき十七円五十銭の本則税率を適用することとしたしております。

第三に、移出にかかる課税石油ガスについての石油ガス税の納期限を一カ月延期し、移出した月の翌々月の末日までとすることとしたしております。

第四に、課税石油ガスの販売代金の領収不能の正当性について、所轄税務署長の承認を受けたときは、翌月以降の申告税額からその領収不能分に對する税額を控除することができることとする。ともに、その後、領収不能としてこの税額控除の適用を受けた販売代金を領収したときは、その領収分に對する税額を申告納付しなければならぬこととしたしております。

次いで、本修正案について内閣の意見を聴取いたしましたところ、福田大蔵大臣より、この程度の修正はやむを得ない旨の意見が述べられました。

かくして、原案並びに修正案につきましては、慎重審査の結果、昨二十七日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、修正案は全会一致をもって、修正部分を除く原案は多数をもって可決され、よって、本案は修正議決となりました。

最後に、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、本年春の異常気象並びに収穫期の台風等により水陸稲の被害が異常に発生し、こ

れに伴いまして農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払いが増加する等のため、同勘定の支払い財源に不足が生ずる見込みでありますので、一般会計から十六億三千百万円を限り、同勘定に繰り入れることができることとしようとするものであります。

なお、この繰り入れ金につきましては、将来この会計の農業勘定におきまして決算上の剰余が生じた場合には、再保険金支払い基金勘定に繰り入れるべき金額を控除した残額を一般会計に繰り戻さなければならぬこととしております。

本案は、審査の結果、昨二十七日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

石油ガス税法案に對する修正案(委員修正)石油ガス税法案の一部を次のように修正する。

第十五条第一項中「移出した課税石油ガス」の下に「(第三項の規定の適用を受けた、又は受けるべきものを除く。)」を加え、「次項において」を「次項及び第三項において」に、「又は第四項」を「第三項又は第五項」に改め、同条第二項中「引き取られた課税石油ガス」の下に「(次項の規定の適用を受けた、又は受けるべきものを除く。)」を加え、「又は第四項」を「次項又は第五項」に改め、同条第八項中「第三項又は第四項」を「第四項又は第五項」に、「期限又は日」を「日」に、「提出期限」を「提出期限から一月を経過する日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「戻し入れたとき」の下に「又は被相続

人により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスについて第三項の規定が適用される事実が生じたとき」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「充てん者」の下に「(第三項の規定の適用を受ける者を除く。)」を加え、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第三項の規定の適用を受けた者が同項の規定の適用を受けた課税石油ガスの販売代金の全部又は一部の領収をしたときは、当該領収をした販売代金に係る課税石油ガスの数量として政令で定めるところにより計算した数量の課税石油ガスを、当該領収をした時に、その者が当該課税石油ガスを充てんして同項の規定の適用を受けた石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。この場合において、当該移出したものとみなされた課税石油ガスに課されるべき石油ガス税の税率は、当該課税石油ガスにつき第三項の規定により控除された石油ガス税額の計算の基礎となつた税率とする。

第十五条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスの販売代金の全部又は一部の領収をすることができなくなつた場合において、当該領収をすることができなくなつたことに正当な理由があることについて、当該石油ガスの充てん者が、政令で定めるところにより、当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該承認を受けた日の属する月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項

第四号に掲げる石油ガス税額から当該領収をすることができなくなつた販売代金に係る課税石油ガスの数量に對する石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除く)のとし、当該石油ガス税額につき既に第一項、前項、この項又は第五項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。として政令で定めるところにより計算した金額を控除する。

第十六条第一項第五号中「若しくは第四項」を「第三項若しくは第五項」に改め、同条第二項中「第一項又は第四項の戻入れをした者」を「第一項若しくは第五項の戻入れをした者又は同条第三項の承認を受けた者」に、「又は第四項の規定」を「第三項又は第五項の規定」に改め、「場所」の下に「又は同条第三項の規定の適用を受けた石油ガスの充てん場」を加える。

第十八条中「提出期限まで」を「提出期限から一月以内」に改める。

第十九条第二項中「翌月」を「翌翌月」に改める。

第二十八条第一項第二号中「第三項又は第四項」を「第四項又は第五項」に改める。

附則第一項中「一月一日」を「二月一日」に、「二月一日」を「三月一日」に改める。

附則第十七項を附則第十八項とし、附則第六項から附則第十六項までを一項ずつ繰り下げる。

附則第五項中「若しくは第四項」を「第三項若しくは第五項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項中「この法律の施行の日(以下「施行日」

という。)を「施行日」に改め、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

(税率の暫定的軽減)

2 次の各号に掲げる期間内に石油ガスの充てん場から移出され、又は保税地域から引き取られる課税石油ガスに課されるべき石油ガス税の税率は、第十条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)から昭和四十一年十二月三十一日まで
課税石油ガス一キログラムにつき五円

二 昭和四十二年一月一日から同年十二月三十一日まで
課税石油ガス一キログラムにつき十円

○議長(山口喜久一郎君) 三案中、昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案につき討論の通告があります。順次これを許します。藤田高敏君。

(藤田高敏君登壇)

○藤田高敏君 私は、ただいま議題となつております昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案に対し、日本社会党を代表して意見を述べ、反対の討論を行なうものであります。

(拍手)

まず、その反対理由の第一は、この特例法案を制定しようとする自体の不法不当性についてであります。

すなわち、現行財政法は、その制定の経緯から見ても明らかなごとく、新憲法公布直後、憲法の实体基本法として、その第四条、第五条を柱に制定されたのであります。そしてその立法趣旨は、

昭和四十年十二月二十八日 衆議院会議録第七号

昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案外二案

第一には、戦争の危険性を防止すること、第二には、特定の支配階級率仕への財政を排除して、財政の民主主義を保障すること、第三には、インフレーションと通貨の膨張を抑制することによって、平和的な国民生活の保障を約束しているものであつて、新憲法第九条の平和主義を財政の立場から保障しているものであります。(拍手)かかる重要な新憲法体制の一環をなす基本法を、特例法をもって改正せんとするがごときは、まさに本末転倒もはなはだしく、これは一個の法律をもつて憲法を改悪せんとするがごときたぐひであり、暴挙であり、この行為は違法不当のそしりを免れないといわざるを得ないのであります。(拍手)

第二の反対理由は、特例法制定の裏に隠されているその政治的意図の不当さとその内容の不法性についてであります。

この特例法制定の目的は、表面は赤字財政の一時穴埋めにあるかのごとく見えますが、その真の意図するものは別にあるのではないでしようか。すなわち、それは、この法律によつて一度赤字公債の発行を認めさせることにより、財政面から日本の平和と民主主義のとりでを取りこわし、具体的には安保条約と日韓条約との結び目を通して、さらには来たるべき昭和四十一年度から繰り上げ実施が予定されている第三次防衛計画とも具体的にからみ合つて、日本をしていつか来た道に引きずり込もうとする隠された政治的意図があるからであります。誤れる歴史は、平和を愛する国民と日本社会党の力において再び繰り返してはならないからであります。(拍手)

また、この特例法そのものの内容は、昭和四十年年度における一般会計予算中、二千五百九十億にのぼる歳入欠陥を、純然たる赤字公債によつて補

てんしようとしていのでありますが、そもそも現行財政法は、このような財政処理のあり方自体を禁止しているところでありまして、してはならないと規定しているものを無視するものでありますから、これほど無法、不当な政治行為はないといわざるを得ないのであります。(拍手)

反対する第三の理由は、法案それ自体の提案の時期と審議のあり方の不当性についてであります。

かかる重要法に手を触れざるを得ない場合には、その提案は通常国会、もしくは時間に制限を受けない条件の中で十分審議、討論を尽くすべきであります。しかるに何ぞや、さきの臨時国会にこれを提出し、あわよくば日韓条約のどさくさまぎれに一滴千里にこれを可決せうとしたのであります。何たるあさましい考えでありましよう。

ところが、たまたまさきの臨時国会があつたような姿で終末を告げるやいなや、今度は、形こそ通常国会であります、その年内成立を企図して、強引な追い打ち審議をかけてきたのであります。かかる短期間で審議、決定しようとする自体に、この法案が意図する欺瞞性があるといわざるを得ないのであります。(拍手)

続いて反対する第四の理由は、かかる歳入欠陥を生じさせたその政治責任の所在と、政府の財政方針に対する一貫性の欠陥についてであります。

そもそも、かかる不法不当な特例法を制定してまで、その一般会計の赤字を処理しなければならなくなつた原因と、その責任の所在は、いずこにあるのか。佐藤内閣に、はたしてその責任をとらうとするまじめな政治姿勢があるのだろうか。責任ある政党政治のためまえからも、事はきわめて

重大であるといわなければなりません。

この責任は、言うまでもなく、歴代自民党内閣のつとてきた高度成長政策を中心とする経済政策の完全な失敗と、いま一つは、佐藤内閣の四十年年度当初予算における全くすさんだまじりない歳入見込みの誤りにその原因と責任があることは、あまりにも明確であります。(拍手)かかる前代未聞の巨額な歳入欠陥を生じさせ、国家の財政運営に、あるいは地方自治体に、あるいは国民全体に、はかり知れない迷惑を及ぼしたその責任はきわめて重大であります。佐藤内閣に政権担当の資格なしといわれても、しかたありません。

しかも、どうでありましよう。かかる巨額の歳入欠陥の生じることとは、昭和四十年年度予算執行の始まつた当初において、すでに判明していたといふことではありませんか。このことを早く国会で表明すると、その財政処理の責任について野党の追及を受け、かつ、財政処理のあり方については、去る本会議におけるわが党提出の補正予算組み替え案に見られるような、インフレなき不況克服政策を用いざるを得なくなることをおそれ、年末までこれを隠蔽し、そして、かかる不当なものといえども、どうしても成立させなければ、国庫や地方財政に重大な支障が起るのかのごとく装い、その責任を免れようとしておるのであります。まことにそのやり方においてもフェアプレーではありません。

また、佐藤内閣の財政方針、公債発行に対するその一貫性の欠陥たるや、まことにあわれむべき不足見さであります。その実態は、すでに本案に対する本会議におけるわが党の平岡議員の質疑によつて余すところなく糾弾したところであります

昭和四十年十二月二十八日 衆議院會議録第七号

昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案外二案

一三二

が、いま一度角度を変え、過ぐる夏の臨時国会における大蔵委員会の質疑経過を紹介いたしますと、大蔵大臣は、公債発行は、昭和四十三年度までは発行しない、追い詰められた赤字公債は発行しない、公債発行は不況を克服してから行なう、公債発行よりも物価安定が先だと、公債発行に関する四原則ともいふべきものを、大蔵大臣は委員会において言明いたしておるのであります。佐藤総理、福田大蔵大臣、どうでありましょうか、あなたたちの言っておることは全部うそになつてしまつたではありませんか。(拍手)実に重大な公約違反であり、先に触れた蔵入欠陥の責任とあわせて、この責任は、内閣総辞職に十分値するものであります。(拍手)しからずんば国会を解散して、その政策転換の可否を国民に問うべき責任があると思はざるを得ないのであります。(拍手)

続いて反対する第五の理由は、公債発行の理由が景気対策に重点が置かれ、当面の経済不況を克服する、その政策手段においてさか立ちしておるからであります。

福田大蔵大臣が夏の臨時国会ではしくも言及したごとく、現在の不況を克服する政策手段は、インフレの収束と物価安定が優先しなければならぬと言つたのであります。しかるに政府は、依然として資本のための景気回復を先行させているではありませんか。この政策推進の結果は、すでに今日までに試験済みであります。すなわち、佐藤内閣のとつてきた、年度早々予算の一割留保をきめたかと思つと、つかの間に取りやめたこと、公共事業費と財政投融資の繰り上げ支出と、ワクの拡大等による政府需要の増大策といひ、信用膨張政策としての公定歩合の再々引き下げ、共同証

券や山一証券に対する無軌道な資金援助と、これら株式市場に対する政府資金のめちやくちやなてこ入れ、不況カルテルの促進等々、数多くの景気対策を講じたけれども、何らの実効もあがつていないではありませんか。逆にその結果は、インフレと相次ぐ物価高、受注難と中小企業の連続倒産、投資意欲の減退と在庫量の増大、雇休制の慢性化と就職難となつて、まことに憂うべき現状を呈しておるのであります。佐藤総理、福田大蔵大臣、これでもまだあなたたちは大資本家のために忠誠を尽くすのですか。来年早々の米価値上げ、国鉄運賃、私鉄十四社の料金値上げ、郵便、電話、健康保険料等々の各種公共料金の引き上げは、これは一体どうしたことでありましょうか。四十一年度だけでも、これらの繰引き上げで大衆から三千五百億もの収奪を断行することになつて

公債を引例するまでもなく、その帰着するところは、公債発行は雪だるま式になつて、そのとどまるところを知らなくなることは必至であります。また、政府は、インフレを起ささない理由として、市中消化の可能性をあげておりますが、はたして可能でありましょうか。今日日銀借り入れの大宗をなしている都市銀行は、その預貸率において一〇〇%をこえております。このような銀行に対し、政府の計画は、公債発行額の五一・六%の引き受けを要請しようとしております。一体これらの銀行に余裕資金でもあるというのでありましようか。事実問題として予見されることは、現在手持ちの政府保証債券を担保として日銀から融資を受けるに至ることは間違ひありません。さすれば、直接公債を日銀に担保にしないだけであつて、実質的にはワン・ステップの方式において日銀券を手に入れることになり、通貨増発に通ずることは必至であります。したがつて、佐藤総理や大蔵大臣の公債を発行してもインフレにならないと言明は、明らかに国民を欺く欺瞞と断ぜざるを得ないのであります。これまた、わが党の断じて賛成できないところでもあります。(拍手)

続いて反対する第六の理由は、この特例法によつて皮切りされる公債発行は、いま指摘したとおり、インフレと物価高をますます助長し、国民大衆の実質生活を低下し、苦しめるからであります。

政府は、インフレなき公債発行と言つが、現在の日本資本主義経済のワクの中で、そんな器用なことができるとお考えでありましようか。これまた、過去の公債発行の歴史が雄弁に物語つておりますように、その帰結するところは、インフレと物価高によつて国民生活を破壊し、国家財政を破綻に追い込む以外の何ものでもなかつたことを、いまこそわれわれ政治家は厳肅に反省しなければならぬときであります。(拍手)委員会審議を通じても明らかになりました、今回の公債発行と今後の見通しについても、政府が言うがごとく、昭和四十一年以降予定の七千億については現行法四条規定の範疇であつて、あなたも赤字公債ではないかのごとく見せかけの主張をいたしておるのであります。すけれども、このごまかし操作も四十二年度にはその化けの皮がはげるのであります。なぜなれば、昭和四十二年度の発行額が四十一年度七千億の二〇%増とし、その上に、政府公約の減税である二千ないし三千億を加算すれば、その財政規模の拡大に見合う蔵入財源は七、八千億を必要とするのであります。ところが、これに対応する自然増収は、その成長率を七ないし八%としても、その所要額の半分程度しか見込めないものであります。したがつて、この不足額が政府の言う擬装建設公債と称するものの上に上積みをされ、これが純然たる赤字公債に転化される危険性を十分持つてゐるのであります。(拍手)

かくのごとく、大蔵主税局の試算を基礎にして、一たび公債財源にその寄りとを求めれば、かつての高橋是清大蔵大臣の手による戦時

は、公債発行は雪だるま式になつて、そのとどまるところを知らなくなることは必至であります。また、政府は、インフレを起ささない理由として、市中消化の可能性をあげておりますが、はたして可能でありましょうか。今日日銀借り入れの大宗をなしている都市銀行は、その預貸率において一〇〇%をこえております。このような銀行に対し、政府の計画は、公債発行額の五一・六%の引き受けを要請しようとしております。一体これらの銀行に余裕資金でもあるというのでありましようか。事実問題として予見されることは、現在手持ちの政府保証債券を担保として日銀から融資を受けるに至ることは間違ひありません。さすれば、直接公債を日銀に担保にしないだけであつて、実質的にはワン・ステップの方式において日銀券を手に入れることになり、通貨増発に通ずることは必至であります。したがつて、佐藤総理や大蔵大臣の公債を発行してもインフレにならないと言明は、明らかに国民を欺く欺瞞と断ぜざるを得ないのであります。これまた、わが党の断じて賛成できないところでもあります。(拍手)

反対する第七の理由は、公債発行のしわ寄せが中小企業資金を圧迫し、その経営を困難にするとともに、地方財政を極度に窮乏に陥れ、苦しめるからであります。

すなわち、この公債を相互銀行や信用金庫にまで引き受けさせることになつておりますが、これらの金融機関においては逆ざやとなり、経営を圧迫し、ひいては中小零細企業の資金を枯渇させる結果となり、中小企業の資金難にこれまた拍車をかけると同時に、地方財政の資金ワクを極度に圧

縮め、苦しめるからであります。

すなわち、この公債を相互銀行や信用金庫にまで引き受けさせることになつておりますが、これらの金融機関においては逆ざやとなり、経営を圧迫し、ひいては中小零細企業の資金を枯渇させる結果となり、中小企業の資金難にこれまた拍車をかけると同時に、地方財政の資金ワクを極度に圧

迫することになるであります。いま、地方財政の現状は、先ほど安井議員のほうからも提案をされましたが、ただでさえその財政危機を訴えているさなかに、この公債発行を行なえば、起債資金にたより切っている地方財政がいかなる姿において窮地に追い詰められるかはあまりにも明白ではないでしょうか。(拍手)

最後に、わが党は、この公債発行が近き将来国民への租税負担を増強して許しがたい結果を招くことになることを憂えるものであります。すなわち、七年後にはその元金一兆円と、その利息年六百八十億の七カ年分、計一兆四千七百六十億は全部国民負担の増大となつてはね返ってくるのであります。はたして政府は、七カ年の間に国民大衆にこれだけの富を生み出せというのでありまじょうか。不可能といわざるを得ません。政府は、このような追及をおそれてか、その償還計画を提示しなかつたことは、財政法違反であり、国会無視であり、この態度はあわせてきびしく責められるべきであります。(拍手)

以上論じたごとく、今回の公債発行の終着点は、通貨の切り下げか、それとも戦争に道を開くかの二者択一しかないと思われまします。したがって、今回の財特法は、まさに百害あつて一利なきものと断ぜざるを得ません。

ここに、日本社会党は、かかる無定見にして無方針、国民大衆無視と徴税強化、大衆収奪物価三倍政策推進の佐藤内閣の行なわんとする公債発行に、断固反対することを宣言いたしまして、反対討論を終るものであります。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 砂田重民君。

〔砂田重民君登壇〕

昭和四十年十二月二十八日 衆議院会議録第七号

昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案外二案

一三三

○砂田重民君 私、自由民主党を代表して、昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案に対し、賛成の討論を行ないまします。(拍手)

御承知のとおり、現下の不況はきわめて深刻な様相を呈しております。複雑な性格を持ちましたこの低圧経済は、必然的に財政面にも反映いたしまして、四十年年度におきます租税収入が二千五百九十億円と、大幅な減少を来す見通しのやむなきに至りましたことは、まことに不幸な事態といわなければなりません。これは予想を越えたきわめて異常な事態といふべきでありまして、これをこのまま放置いたしますと、国と地方団体の行財政は機能を全面的に停止するばかりか、不況はますます深刻となり、経済は混乱し、国民大衆、公務員、企業等に及ぼす影響には、はかり知れないものが憂慮されるに至りました。

政府は、このきわめて異常な事態に対処するための異常な措置として本法律案を提出されたのであります。税収の減少に対して、歳入の縮小や増税、新規課税の方向をとらず、あるいはまた徴税の強化策ももちろんとらず、公債発行によつて、政府が借金をしてでも積極的な予算の執行を断行していこうとするその決意は、ただいま直面しております。経済環境のもとでは、まことに当然なことであり、また、適切な措置と考えるものでございまして。(拍手)

自由主義経済社会におきましては、経済見通しを正確に把握いたしますことはなかなか困難なことであり、時として見通しに誤りのあることはいたし方がないといいたしながらも、本院並びに参議院において、佐藤総理は、四十年年度の経済見通しに誤りのあつたことに対し、すなおに遺憾の意を表

されたのであります。が、本年度の公債発行を財政法第四条の解釈によつて行なうなどというごまかし手段をとらず、独立した本法律案を提出して、不況の財政への好ましからざる影響をありのまま国民に報告し、その解決に正面切つて責任を持つとされてこの政府の姿勢は、きわめて率直であつて、これを了すべきものと考へます。(拍手)

さて、一般会計におきます公債の発行は、戦後、これをもつて嚆矢とするものでございまして、歴史的な新しい時代の新しい財政への転換期を迎えましただけに、本院におきまして本法律案の提案理由説明が行なわれまして以来、国家経済に、あるいは国民経済にその及ぼす影響について、与野党議員は、きわめて真摯に検討を行なわれたのでございまして。特に、野党議員諸君の御議論にも、傾聴すべき有意義な御意見を承つたのであります。その御熱意に対し、私は心からの敬意を表するものであります。(拍手)その主張された御心配の向きにつきまして、私もまた、ここで、以下簡単に申し述べておきたいと思ひます。

第一に、公債による二千五百九十億円は、すでに両院で成立を見ました補正予算の一般会計中、貸し方の歳入の補正第四項に公債金として計上されております。一方、借り方の歳入補正の項目は、公務員の給与改善、災害対策、米価改定に伴う生活保護、児童保護費等、さらに義務教育、保険の助成、遺族、留守家族援護等に代表される義務経費の不足補てん、拿捕漁船乗り組員への給付金等の日韓国交正常化に伴う経費、あるいはまた、中小企業信用保険公庫への出資金などございまして、一部の方の心配されるような巨大資本の擁護などということは、その心配すらないこ

とが明らかであります。(拍手)

第二に、現在の低圧経済環境のもとにおきましてこの程度の公債発行は、決してインフレとなるものではないといふことであります。むしろ、景気回復の一つの薬として積極的に断行するべきものであることは、洋の東西を問はず、公債の歴史がこれを物語つており、これは経済の常識として明らかなこととてございまして。(拍手)今回のこの種公債を、一回限りの特別法をもつて発行し、市中消化原則を貫こうとしておられますことは、政府もまたインフレ防止に万全の備えをされておるものとして、これを信頼するべきであります。

第三に、今回の公債発行は、軍事公債への道をたどつてわが国を戦争に巻き込むという御議論が、野党の諸君からございまして。わが国過去の公債の歴史を顧みての御心配かと思うのであります。が、昭和十一年以降のあの事態は、公債が戦争をもたらしただけでございませぬ。戦争が公債を引きずつてインフレをもたらしした事実を正しく理解しなければなりません。今日のわが国の政治機構は、当時と全く異なつておりまして、そのような危険な方向転換のできるはずもないことは御承知のほすでございまして。

私は、この機会に一つ明確にいたしておきたいことがございまして。平和を願う心は、世界の平和を願う心は、一部野党だけの専断特許ではないといふことであります。(拍手)世界永遠の平和を立憲の精神とする自由民主党は、こよなく愛するわが国家国民を、戦争に導くがごとき危険な思想、言論、政策がいずかにあるときには、皆さんよりも先頭に立って、断固これを粉砕、阻止する決意であることを明確にいたしておきます。

昭和四十年十二月二十八日 衆議院會議録第七号

昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案外二案

一三四

(拍手) 眞実に目をそむけて、しいて曲論することは、国民を惑わせる悪質な言論といわなければなりません。(拍手) 与野党を問わず、われわれ政治家の心すべきことと私は考えます。

本法律案第三条以下の地方団体等に対する措置につきましても、これを放置するようなことがありましたならば、全くその機能が麻痺して、国民を混乱におとしいる危険さある地方行政の現状よりいたしまして、きわめて適切妥当な配慮であることは明白であります。

以上、申し述べましたとおり、本法律案の内容は、財政法第四条の精神をじゅうりんするものではありません。すでに成立を見ました補正予算の財源確保のために、そしてまた、公債発行が市場の繁栄、通貨流通量の増減を見つづ適切に行なわれるためにも、本法律案を一日も早く成立させることこそ、国会の良識といわなければなりません。(拍手)

政府におかれましては、何といつても一般会計におきまして戦後初めての公債発行であり、この措置は、名実ともに昭和四十年年度限りの非常措置であることにいま一度思いをいたされて、これが運用にあたりましては、発行公債の条件、発行のタイミング等について、国際収支の均衡、金利体系、物価水準の安定等をバロメーターとして万遺漏なきを期されまことに、二度とかかる措置を繰り返す必要のない経済環境づくりと、的確な経済見通しの上に立つた予算編成のあり方に、一段の御努力を政府に要望しつつ、本法律案に賛意を表し、討論を終わります。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 竹本孫一君。

〔竹本孫一君登壇〕

○竹本孫一君 私は、民主社会党を代表して、ただいま議題となりました昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律案に対して、反対の討論を行なうとしますものであります。

戦後、日本の財政は、原則として健全財政主義を貫いてまいりましたけれども、今回の特例法によつて、わが国の財政は、いま百八十度の方向転換を行なわんとするものであります。

この際、私の指摘したい問題の第一点は、今日の深刻な不況を招いた政府・自民党の経済財政政策の失敗であります。

不況の根本原因であります設備投資の行き過ぎは、決して民間だけの責任ではありません。日本の経済が持つ過当競争的な体質と、資本の利潤追求の偏向を何ら改善、改革することなくして、逆にこれを助長し、促進してきた政府の放漫財政こそが、真の原因であります。経済界に対する財政の主導力と、政府の指導責任の重大なることを、政府ははたして反省しておられるのでありま

しょうか。偉大なりとは方向を与えることでありますが、間違つた方向へ、行き過ぎたスピードでタクトを振つて経済を指導してきた自民党・政府の責任は、まことに重大であります。

第二点は、政府の経済見通しのでたらめであり

ます。所得増進計画の設備投資は、年平均六・九％でありましたけれども、実際には一六・七％と暴走しました。中期経済計画の消費者物価上昇率は二・五％でありましたけれども、現実には八％も物価は上がっております。また、四十年年度の経済成長率は、実質七％の予定でございましたけれども、実際は三％、いな二％台と転落し、その結果

が今回の大幅な歳入不足となつているのであります。十年の経済計画は二年にして破綻し、五年の計画は一年にしてほととなり、一年の経済見通しは半年にして大幅に狂うがごときでたらめが、一体経済計画の名に値するものでありましようか。(拍手) しかも、経済計画を担当する藤山長官に言わせれば、これは若干の食い違いであります。御説明が若干無責任であるように思いますが、いかがでございますましよう。したがって、このままだらしのな

るか。財政法第四条は、赤字公債の発行と、赤字公債の発行をしなければならぬような財政経済の赤字運営を断々固として禁止しておるのであります。本年四月から今日まで、実質的に赤字を出して財政を運営してきた財政法違反の政治責任を、一体政府はどうされるつもりでございましようか。政府は、この際こそ、従来の放漫なる財政支出を反省し、切り詰め、必要不可欠な支出以外は勇断をもつてこれを節約するのが当然であります。しかるに、今回の政府の措置を見れば、わずかに当初予算の二％、三百三十億を節約したにすぎません。厳密に見れば百四十四億、全く問題にならない節約であります。歳入不足にあつては、第四条の精神から申しますならば、当然、冗費の節約に全力を尽くした上、減額修正を内容とした補正予算を提出するのが法のたてまえであります。もしそれが景気をますます悪くするというのであれば、第四条の是認する建設国債による景気刺激のための第四次もしくは第五次の補正を提出するのが筋であります。法は社会生活の規範であります。憲法をはじめ、すべての法は守られなければならないません。法のじゅうりんといふ悪い特例をつくることこそが民主主義の基礎を脅かすものであります。われわれの断じて認め得るところであります。(拍手)

第三に、今回政府がとつた措置は全くイージー・ゴーイングで、かような無責任な赤字国債の発行に、わが民社党は断固反対であります。

第四点は、今回の特例法には償還計画が全く示されてない点であります。

法の法たるは、その規範性にあり、ノルムのノルムたるは、好況、不況を問わないのであります。財政法第四条もその例外ではありません。幸いにして、戦後、日本の財政は、自然増収の増大で、財政法第四条を発動する必要が全くなかった

のであります。しかるに、今回は大幅な歳入不足が生じ、第四条が初めてその真価を発揮すべきときにあつて、かくも簡単に特例法を設けて第四条を否定するがごときは、政府みずから法の精神をまっ正面から踏みにじるものであります。これは、何のために第四条が財政の基本法として設けられたか、理由がわからなくなるではありませ

計畫を併せてつけるというように、非常に周到な用意を規定して、公債が濫發され、財政基礎を危くすることのないようにいたしておるわけであります。と、そのように述べておるわけであります。いかに償還計畫が重要であるかは、これをもつてわかります。しかるに、政府は、今回は何ら明確なる償還方法を提示いたしていないのであります。これまた明らかに財政法違反であると断ぜざるを得ないのであります。

次に、私は、来年度建設国債との関連におきまして、主要な二、三の問題点を指摘したいと思ふのであります。

その第一点は、国債発行の歯どめに対して、政府が明確な解答を与えていないということであり

ます。政府は、公債発行の歯どめの一つとして、第四条に規定しておる公共事業、出資金、貸し付け金の範囲が発行限度になると言っておりますけれども、その公共事業の概念は終戦後にできたものでありまして、しかも、これはたびたびその内容を変えてきておるのであります。これを広義に解釈すれば、防衛庁の庁舎の建設さえ含まれるのであつて、あらゆる営繕事業は公共事業の中に入つていくのであります。この一点だけ見ても、公共事業そのものが歯どめの装置になるものでは決してないことを明らかにしておかなければなりません。国民大衆は、政府の公共事業の拡大解釈によつて、建設公債という名の赤字公債が発行されることを心配いたしておるのであります。(拍手)

もう一つの歯どめとして、市中消化の原則が第五条にうたわれておりますけれども、その定義と運用の方法についても明確な御説明がございませ

んでした。日銀が間接に、事前または事後に公債を引き受けるという方法で、この原則が破壊される危険があります。また、政府の資金散布、日銀の貸し出し増加で、民間の消化力を計画的に増大せしめる方法も考えられます。

要するに、政府に誠意がなければ、行政技術的に第四条と第五条が骨抜きにされ、公債は雪だるま式に増発されて、国民大衆がやがて、この道はいつか来た道、インフレの道と嘆くことのないように願ひたいのであります。(拍手)

第二点は、財政制度の能率化、計画化の点であります。

国債発行に伴う中央財政の膨張と、三千億円の達する地方財政の赤字化は、必然的に財政の計画化を要請いたしておりますが、政府は、これが計画化にはきわめて不熱心であります。私は、この際、財政の三本立て、すなわち、租税によつてまかなう經常予算、公債発行の基礎に立つ資本勘定予算、総理の言われる社会開発を目標とし、政府の資金と保険会社その他の民間資金による福祉予算、この三本立て財政の確立をはかるべき段階に立ち至つておると思ひます。(拍手)大福帳的な、お粗末な予算制度は、いまこそ新しい時代の要請にこたえて再検討、再編成すべきであらうと思ふのであります。

これを要するに、ここ数年、池田内閣以来日本の財政経済の運営は特に無原則であり、無計画であります。そのとがめ不況に今日の経済財政が呻吟しつづけるわけであります。しかも、その窮状打開のためにとられた今回の非常措置そのものが、それ自体また無原則であり、無計画であることをわれわれは残念に思ふのであります。かつ

て、日本経済の猪突猛進ぶりを批判いたしましたし、ある人は、日本の経済の高度成長は天井までいけば一応とどまるであらうと期待したところが、ついに日本経済はその天井をも突き抜けて進みつつあると論じました。いまやその天井上から落つてこちて二千数百億円の大赤字を出したのであります。この辺で日本の財政、経済、金融政策のあり方をわれわれは静かに真剣に反省すべき段階であらうと思ふのであります。(拍手)

民主主義とは何ぞやということに対して、はなはだ古い表現ではございますけれども、ある学者は、恭儉おのれを持することであると申しました。神をおそれず、国民大衆をおそれない、反省と慎みのない民主政治の存続は許されません。同様に、経済の法則を忘れた国民不在の財政経済政策も、その存続を許されないものであります。

財政法は、ひとり財政だけの問題ではありませんが、特例法を次々に設けることによつて、日本の政治の基本原則、日本財政の基本ルールがいま破壊せられ、じゅうりんされようといはしておるのではありません。特例の積み重ねで原則が圧殺される、例外、例外で根本がくつがえされる、そこに日本政治の暗黒化、日本財政の赤字化が心配されるのであります。われわれ議会政治家は、政治の面でも、財政経済の面でも、いまこそ例外から原則へ、横道から本筋へ立ち返るべき重大時期であることを重ねて強調いたしまして、私の反対討論を終わりたいと思ひます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

まず、日程第二及び第三の両案を一括して採決

いたします。

日程第二の委員長の報告は可決、第三の委員長の報告は修正であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数、よつて、両案とも委員長報告のとおり決しました。(拍手)

次に、日程第四につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(山口喜久一郎君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の趣旨の説明を求めます。運輸大臣中村寅太郎君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔國務大臣中村寅太郎君登壇〕

○國務大臣(中村寅太郎君) 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

日本国有鉄道は、かねてより輸送力の増強及び輸送の近代化につとめてまいりました。しかしながら、輸送需要は、わが国経済の高度成長に伴い、輸送力の伸びを大幅に上回る増加を示しております。国鉄におきましては、現有施設を極度に

昭和四十年十二月二十八日 衆議院會議録第七号

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案についての中村運輸大臣の趣旨説明 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案 一三六

活用することにより、これに対処してまいりましたが、いまや列車ダイヤは過密化し、主要幹線の輸送力は弾力性を失い、ひいては輸送の安全性すら脅かされるに至っております。

ここにおきまして、国鉄では、大都市付近の通勤輸送改善、主要幹線輸送力の増強による過密ダイヤの緩和及び保安対策の強化を主眼とする第三次長期計画を策定いたしました。

政府におきましても、日本国有鉄道基本問題懇談会を開催し、同計画の内容等を慎重に検討いたしました。また、逼迫した国鉄輸送の現状を打開し、国民経済に占める国鉄の任務を当面遂行するため、おおむね二兆九千億円の投資規模をもって昭和四十年から昭和四十六年度までの七カ年間に同計画を実施せしめることとしたのであります。

この計画を遂行するために必要な資金につきましては、その大部分を借り入れ金によることとし、政府といたしましても、財政投融資の増額等につきましても、できるだけ努力する所存であります。しかしながら、もし現在の運賃水準のままですとすれば、昭和四十六年度末における国鉄の借り入れ金残高は四兆数千億円の巨額に達し、同年度における支払い利子は膨大な額に達することになります。

一方、国鉄財政の現状は、昭和三十九年度においてすでに三百億円の欠損を生じ、このまま推移すれば、昭和四十年年度においては一千億円に近い欠損が見込まれ、経営状態は極度に悪化しているのであります。

これらの諸点にかんがみ、日本国有鉄道の健全な経営を維持し、第三次長期計画の円滑な遂行を期するためには、この際運賃の改定を行なうこともやむを得ないものと決意した次第であります。

この法律案の提案にあたりましては、運輸審議会の答申を尊重したのもよりであり、また、国鉄運賃の改定の国民生活に与える影響を考慮して、国鉄経営の合理化等により、所要改定率をできるだけ少なくするよう配慮いたしました。

次に、運賃改定の具体的内容についてであります。まず、旅客運賃について申し上げますと、現行の遠距離運賃減額を距離比例制に近づけるために、二地帯制の境界を四百キロメートルとし、一キロメートル当たりの賃率は、第一地帯においては現行の二円七十五銭を三円六十五銭に、第二地帯においては一円三十五銭を一円八十銭とした。

また、航路の旅客運賃については、ほぼ旅客賃率の引き上げと同程度の改定をいたすこととしております。次に、貨物運賃についてであります。最近の輸送構造の変化に即応して、現行貨物等級の上下の幅を圧縮して四等級とするとともに、その賃率の引き上げはおおむね一七％といたしました。

以上がこの法律案の趣旨でございます。(拍手)

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(國田直君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。野間千代三君。

〔野間千代三君登壇〕

○野間千代三君 私は、ただいま運輸大臣から小

声で説明のありました、運輸審議会の手続を無視し、そうして圧力を加えて決定を見た国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案に対して、日本社会党を代表して、運賃値上げに反対の意見を明らかにしつつ、総理並びに関係大臣に対して若干の質問をいたしたいと存じます。(拍手)

今日、国鉄は、申し上げるまでもなく、わが国経済の形成とその発展に対してきわめて大きな影響力を持っております。国鉄の営業キロは、全長ちよと赤道一周とほぼ同じ約二万キロ、その上を二万六千本の列車が走り、六十五億の旅客と三億トンの貨物を輸送しておるのであります。国内輸送市場の約二分の一を占める巨大な企業であります。国鉄の一挙手一投足が巻き起こしてまいります。波紋は直ちに大きな社会問題となるのであります。今日提案されている法案の内容は、旅客三一・二％、貨物一二・三％、通勤定期のごときは実に一・七倍という、国鉄史上にかつて見ない大幅な値上げであります。これはまさに国鉄企業を通しての佐藤内閣の国民に対する物価大攻撃の一つの柱であるといわなければならないと思ひます。(拍手)

そこで、まず私が総理にお尋ねしたいのは、物価対策と国鉄運賃の関係についてであります。

総理は、本院においてしばしばわが党代表の質問に答えて、物価問題に対しては真剣に取り組んでおります。あるいは、物価を安定させ、経済を安定成長の軌道に乗せることは佐藤内閣の使命でありますと述べ続けてきております。しかし、総理は、すでに就任一カ年、はたしてその使命を果たされたのでありましかうか。本日総理府の発表によりますと、消費者物価指数は、総合において

前年度比七・二％上昇、食糧のごときは九・七％という大がかりな上昇率を政府の統計ですら示しております。実に、この上昇率は、三十八年に次ぐ戦後物価騰貴の第二番目の大幅上昇を示しておいて、国民にとっては、その生活を地すべりのに脅かされているといわなければならないと思います。国民は毎日毎日激しく押し寄せてくる物価の波に生活をさらしながらあえいでいるというのが、実際の状態であらうと思ひます。しかも、その上に、四日の後に迫つた来たる一月からは、米価をはじめとして、私鉄、医療費、保険料、都市交、水道と際限もなく値上がりが予想されているのであります。一体、佐藤内閣は物価対策をやっているのか。政府はこの一年間何をやってきたのか。国民の政府に対する怒りは、いまや政治そのものの不信にまで発展しかねない実情にあると思ひます。政府は今回物価問題懇談会を設置したと言っておりますけれども、一切の物価をそれぞれ上げばなしにしておいて、一体何を懇談しようとするのでしょうか。(拍手)この国民のいらだたしい気持ちに国鉄運賃値上げの与える打撃の大きさを想定しながら、総理に対して激しい怒りで見詰めるが、池田内閣の高度成長政策は明らかに失敗であった、それを立ち直らすのが次の内閣の任務であった、そして佐藤総理はそれを公約をされた、しかしながら、失敗はあまりにも大きく、そして佐藤内閣の力量はこれを救うべくあまりにも小さかったのではないでしうかと私は思ひます。総理から物価対策の具体的な政策を、政策そのものを答えていただきたいと存じます。

次に、政府の発表によると、国鉄運賃値上げの物価に与える影響は一・五％前後程度にしかす

パーマノント料金は九百四十三円から九百九十三円、みそは百七円から百十六円、うどんかけは四十五円から五十四円、診療料は八十八円から百四十二円に、すなわち、国民生活の実態は、このように国民生活に直接関係のある生活費の値上がりによつて脅かされ続けておるのであります。こういふ際に、国鉄運賃の平均二五%値上げが行なわれたならば、生活必需品は、もう一度一斉に急騰することは明らかであつて、国民は、この法案の発表以来、現実に来るであろうその予想におびきと切つてゐるのが実情であらうと存じます。しかし、国鉄運賃の決定原則は、運賃法によれば、賃金と物価の安定に寄与することといわれております。明らかにきめられておるのであります。今回の国鉄運賃の値上げは、この原則どおり、物価の安定にどのように寄与するのであります。これに対する政府の政策的な保証がはたしてあるものであります。総理並びに経済企画庁長官に、政策に基づいた御答弁を求めたいと存じます。

今回の第三次工事計画と運賃値上げの基礎になつたものは、昨年十一月二十七日答申を行つた国鉄基本問題懇談会の意見書でありますけれど、この答申は、工事規模総額二兆九千七百二十億円の資金調達の方法については、第一に、財政融資を増加すべきである、第二に、政府出資または政府負担の検討が必要であると述べているのであります。それは今日の国鉄の資産の実体の分祈から生まれてきた結論であるはずであります。すなわち、国鉄の資本構成を分解してみますと、自己資本が一兆三千五百七十七億で、その内訳は、資本金、すなわち政府出資はただの八十九億であります。その他は運賃によるものであつて、他人資本は九千四百九十一億、その内訳は、政府からの借り入れ金と鉄道債券、つまりすべて借金であります。つまり、国鉄は、今日、国の金で建設したものは何一つもなく、すべて全く国民の支払つた運賃によつて建設されてきたものであつて、国有などと言へるものではありません。すべて国民のものであります。そして、昭和三十二

しかるに、今回のこの長期計画の七カ年のうちに、政府はまた新しく三兆一千七億の借金を加へようとしておるのであります。かくて、国鉄労働者は銀行へ金を返すためにのみ働くことになり、国民は銀行へ金をくれてやるために国鉄に乗車するという奇怪な結果になるのであります。政府の国鉄をここにおとした責任はどうなのでありますでしょうか。運輸大臣は所管大臣としてそのの見地からして、かかる実態を一体いつまでこのまま放置しようとするのか、意見を承りたいと存じます。

次に、運賃の問題であります。

今回の値上げによって国民はどういう影響を受けるかという問題でございますが、この値上げの

京浜東北線浦和駅の朝の通勤ラッシュ時に、国電が超満員のお客のためにその重みでぐらりと横に傾いて、ホームに横腹をこすりつけてついに発車ができなかったことを新聞、テレビが報じたのは、きのうのことです。いまや車両そのものも事実をもって政府の国鉄対策の無策に警告を発しているといわなければならないと思います。(拍手)何が人間尊重なのか、何が愛情の政治なのか、何が運賃値上げなのかと叫びたくなる国民の気持ちは、はたして無理でありましょうか。(拍手)国鉄に対する政府出資を要求する国民の声に対して、大蔵大臣の所信を承りたいと存じます。

最後に、国鉄運賃値上げと国家財政の方向に關する国民の心配、危惧についてであります。

私は、最初、二五％値上げは、国鉄運賃史上に最初にして最高の上げ幅だと申しましたけれども、しかし、残念ながら、これは最初ではありません。国鉄の歴史によると、もっと残酷な足あと

は、きのうのことでございます。いまや車両そのものも事実をもつて政府の国鉄対策の無策に警告を発しているといわなければならぬと思ひます。(拍手)何が人間尊重なのか、何が愛情の政治なのか、何が運賃値上げなのかと叫びたくなる国民の気持ちは、はたして無理でありましようか。(拍手)国鉄に対する政府出資を要求する国民の声に對して、大藏大臣の所信を承りたいと存じます。

最後に、国鉄運賃値上げと國家財政の方向に關する國民の心配、危惧についてであります。

私は、最初、二五%値上げは、国鉄運賃史上に最初にして最高の上げ幅だと申しましたけれども、しかし、残念ながら、これは最初ではありません。国鉄の歴史によると、もっと残酷な足あと

国有鐵道運賃法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する野間千代三君の質疑

昭和四十年十二月二十八日 衆議院會議録第七号

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する野間千代三君の質疑

一三八

きことに三〇の数字をあらわしております。つまり、百円の原価に対して七十円のもうけをあげたのであります。この国民からの膨大な利益は、実は、あたかも日中戦争から大東亜戦争にかけての膨張に膨張を続けてきた軍事費にすべてが注ぎ込まれてきたのであります。これが国鉄営業係数の歴史の事実が示していることで、時の政府は、これを旅客輸送の抑制による軍事輸送の強化という政策の一環としてとったことを明らかにしております。もし今回の値上げが実施されれば、旅客の営業係数はおそらく七〇以下になるだろうと思っております。今日、戦争公債を予想させる赤字公債の発行を企図する財政法の議決が行なわれております。私のひそかな杞憂は、はたして単なる杞憂にすぎないでありませんか。総理に答弁をいただきたい。おそらく、総理の答弁は、今回の値上げは工事資金であるというふうなおおざりな答弁をするだろうと思っております。しかし、総理に記憶をしていただきたいのは、昭和十七年、昭和十九年の大幅値上げのときの政府の理由は、旅客輸送の犠牲による軍事輸送の強化と明らかにしておったのであります。

国鉄の運賃は断じて上げるべきものではありません。ほんとうの国民のための国鉄として、国民経済の要請にこたえ得る国鉄とするために、国の出資による国鉄の再建整備こそ国民の要求であることは、すでに明らかでございます。政府がこの方策をとり、国鉄値上げを撤回することを強く求めながら、私の質問を終わりたいと存じます。

(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたしました

す。ただいまお尋ねになりました野間君も国鉄出身なら、答える私も国鉄の出身であります。したがって、国鉄の事情はよく御承知だと思っております。また、国鉄の果たす経済的使命、これもよく御承知のことだと思っております。私も、これらの国鉄の果たす使命につきまして、ただいまお尋ねになりました野間君と同じような考え方、この使命の完遂にこの上とも努力するつもりでございます。

ただいまの国鉄の現状は、私が申し上げるまでもなく、この使命を果たすことができない。輸送力が逼迫し、同時にまた財政的にも非常な困難な状態に当面しておること、このことは百も御承知だと思っております。かような際に、望ましいことではございませんが、運賃の改正をいたしまして、そうして国鉄がみずからの力でこの要請にこたえるというところに取り組むのでございます。ただいまは、申すまでもなく公社でありますから、独立採算制、そのたてまえにおいて、なすべきことはなす、これは当然でございます。しかしながら、最初お尋ねになりましたように、運賃改正が物価に及ぼす影響、これは、私どもこれを否定するものではありません。したがって、今度も、物価に及ぼす影響をできるだけ少なくする、かような意味におきまして、もとより採算のいい旅客運賃のほうは値上げが大きい、採算の悪い貨物輸送のほうの貨物運賃は、この値上げ幅を小さくしたということ、これは本来のたてまえからいうと、理屈に合わないような処置もとおるの、いわゆる物価に対する影響を最小限度にとどめたいというその配慮からであります。ことに、最も国民生活に影響のある、国民生活の必需物資等につきましては、特別に配慮をいたした次第でございます。これらの点を十分御理解いただきまして、今回の運賃改正がいかにやむを得ざるものであるかを、十分御理解をいただきたいと思っております。

最後にお尋ねをいたしました、国鉄は国の出資によつてこれをまかなうべきものだ、かような御議論でございます。先ほど私も一言触れましたように、独立採算制、そのたてまえにおきましては、みずからの力で改善するのが当然だと思っております。しかし、この国鉄のような仕事、その公共性を考えます際に、国の出資、これが必ずその使命達成に必要だ、かように思いますが、ただいまの財政状態は、国自身も非常に困つておる際でございます。ただいま御指摘になりました点については、今後の問題として、政府自身も十分検討してみたい、かように思つておる次第でございます。(拍手)

〔内閣総理大臣中村寅太郎君登壇〕

○国務大臣(中村寅太郎君) まず、物価問題についての影響について申し上げたいと思つておりますが、過去における国鉄運賃改定の際の経緯によつてみましても、運賃改定が物価へ大きな影響を直接与えたとは必ずしも考えられないと存じております。このことは価格に占める運賃の割合がわりあい小さいということであり、また、物価は需給関係その他複雑な要素で変動するためであつて、運賃改定が直接物価に及ぼす影響は、そういう意味からきわめて小さいものと考えております。むしろ、物価対策をいたしましては、物資の流通全般の改善を行ふ必要があると考えられ、これについては、新長期計画の遂行によつて貨物輸送の近代化を実現し、それによつて物資流通経費の低減をはかることが、物価問題の本質的な解決に役立つものと考えております。

国鉄の現状は、輸送力が極度に逼迫しておりますので、さらに財政が悪化するのをきわめて憂慮すべき状態にございます。社会開発を進めていく上からいいますと、新長期計画を完全に実施することが必要であると考えておる次第でございます。

国鉄の新長期計画による設備投資の進み方につきましては、大都市付近の通勤輸送の改善、幹線輸送力の増強、保安対策に重点を置いて、工事の緊急性に依つて実施するとともに、効率的、重点的に進めようという指導をいたしております。しかも、この新長期計画の実施が完全に遂行できるよう、国鉄基本問題懇談会の意見書の趣旨に沿つて、長期低利の財政投融資の拡大等、その資金の確保のために極力努力をいたしておるところであります。

また、政府の出資等の問題につきましては、国の援助についていろいろ国は考えておりますが、国の財政の現状から見まして、いま直ちにこれを実施することは無理であるというので、今後の問題として検討を進めてまいりたいと存じております。

国鉄基本問題懇談会は、昨年、当時の資料に基づき約二六％の運賃は正を行ふ必要があるとの結論を出したのであります。本年度当初からの運賃改定が見送られましたこと、その他最近の収支状態から、国鉄は三〇％の申請を出してきたわけでありまして、しかし、政府といたしましては、現下の経済情勢や、物価への影響等をも考慮いた

しまして、値上げ幅を極力抑制しまして二五%の増収案とした次第でございます。

なお、今回の改定は、新長期計画を遂行するために必要な資金の一部として、国鉄収入全体の二五%の増収をはかりとするものであり、その場合、経済に及ぼす影響や、戦前に比べた場合の運賃水準等を考慮いたしまして、旅客、貨物の改定案を定めたものであります。また、生活必需品資等につきましては、国民生活に及ぼす影響を考慮いたしまして、特別措置を講ずることとしております。

以上申し述べましたごとく、運賃改定にあたっては国有鉄道運賃法に定められている運賃決定の四原則をそれぞれ十分に考慮している次第でございます。(拍手)

〔国務大臣福田雄夫君登壇〕

○国務大臣(福田雄夫君) ただいま総理並びに運輸大臣からお答えがございましたが、私も国鉄の担任している任務の重大なことはよく承知しております。政府でも、国鉄三兆円計画は大いにこれを助成したい、こういう気持ちでございます。ただその方法は、そのときどきの事情できめなくてはならぬ。今日の状態では財政投融資を大いに引き込む、こういう方針でございます。(拍手)

〔国務大臣藤山愛一郎君登壇〕

○国務大臣(藤山愛一郎君) 野間君の御質問に対してお答えを申し上げます。

今回の国鉄の運賃値上げがどの程度に物価に影響するかということでございますが、大体CPIに対して〇・三%とわれわれは推測いたしております。貨物に対しての影響というものは、御承知のとおり、貨物には数千数百の種類がございます

して、それから卸、小売り等の段階におきます影響を指数として出しておりますことは、ほとんど不可能に近いものでございますが、先ほど運輸大臣が言われましたように、貨物の面に対する影響というのは、比較的数値的には少ないものではないかと思っております。

それから、四十一年の物価を三%台に押えるということが朝日ジャーナルに載っていたが、どうかというのですが、実は四十一年は、私は七五三論といつて笑われておるとおり五%台ということとを常に申しておるのでございまして、実は朝日ジャーナルの対談をいたしましたけれども、何か三%と書いてあれば、それは間違いだと思えます。四十一年度は大体六%以内、五・五%くらいに抑えていきたいというのが前から申しておる私の議論でございます。その程度には努力目標を合せてやってまいりたいと、こう考えておるのでございます。

なお、今回の値上げと物価対策とがどういう関係になるかというお話でございます。むしろ、直接にはCPIに〇・三%響きますが、しかし、御承知のような国鉄の輸送計画をやりまして、そうして、円滑なる貨物の輸送あるいは乗客の輸送ということを達成いたしますことが、物価対策の上において基本的な問題でございます。したがって、これらのものに対する対策を立て、あるいは五年計画等を充実してまいるために、先ほどもお話をいたしましたように非常に大きな借り入れ金をいたすということでございます。その利子等も相当かさんでまいります。国鉄経理の上に相当な重圧を感じてくるのでございまして、ある程度の部分は乗客に負担をしていただくのも、その

ときによりましてやむを得ないことかと思えます。

最後に、私が運賃値上げは四月だということを主張しておったのに、なぜ二月十五日になったのかというお話でございますが、もちろん、公共料金やその他の場合に、その時期と値上げの率と申しますか、それが大事でございます。両方とも、物価対策をやっていく上において慎重に考えてまいらなければなりません。したがって、私は初め四月を適当と考えておりましたが、しかし、諸般の情勢から申しまして、また同時に、最終段階におきまして、先ほど運輸大臣が言われましたように、三〇%の収益率を二五%まで下げることが同意されてきましたので、そこで二月十五日ということに決定することに賛意を表したものでございまして。(拍手)

○副議長(岡田直君) これにて質疑は終了いたしました。

日本国有鉄道整備緊急措置法案(久保三郎君)

外七名提出の趣旨説明

○副議長(岡田直君) 次に、久保三郎君外七名提出、日本国有鉄道整備緊急措置法案の趣旨の説明を求めます。提出者久保三郎君。

〔久保三郎君登壇〕

○久保三郎君 日本国有鉄道整備緊急措置法案について、簡単に提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

日本国有鉄道は、わが国交通機関の大動脈として国民経済の中で重要な地位を占めており、将来にわたつてその地位は確保されるべき立場にありながら、いままですべて質疑応答の中でも見られるよう

に、今日の国鉄は、幹線輸送の渋滞、殺人的な通勤輸送、さらには統廃する事故等々、その使命である大量客貨の安全、正確、迅速な輸送を遂行することがはなはだしく困難な状況にあります。

御承知のごとく、戦時中は戦力増強、戦後は経済復興の名のもとに、長期にわたつてその施設を酷使してまいりました国鉄は、昭和二十四年、マッカーサー指令により公共企業体に移行し、今日に至っております。公共企業体として国鉄に引き継がれたものは、開業以来とられてきた国営事業の実体をそのままとするあいまいな公共性と企業性であり、それを包括する独立採算制のワクであり、そして極度に荒廃した老朽施設でありました。国鉄は、しばらく経済復興の至上命令とインフレの中でその老朽施設をさらに食いつづしながら輸送を続けてまいりましたが、ついに桜木町、洞爺丸等の相次ぐ重大事故の発生を見るに至り、その食いつづすべき老朽施設の限界を示すものとして、昭和三十一年度から、老朽施設の取りかえを中心とする第一次五カ年計画が実施されるに至つたわけでありました。

しかし、この第一次五カ年計画は、実施途中で改定を余儀なくされました。言うまでもなく、資金計画の破綻であり、改良計画そのものが輸送の伸びに追いつけないほど小さなものとなつたからでありました。また、そのことは、財源を主として運賃値上げに求めたこと、政府がその計画に責任を持たなかつたことでもあります。

かくして、第一次五カ年計画は四年目で打ち切り、昭和三十六年度から第二次五カ年計画として再出発しましたが、これまた主たる財源を運賃値上げに求め、加えて東海道新幹線建設の大事業を

織り込み、結果として新幹線工事が先行し、予定どおり完成されましたが、幹線輸送の渋滞、通勤輸送の混雑は一向に改善されず、運賃値上げの際の公約は再度にわたって破棄されるに至りました。しかも、本計画も、第一次と同様、輸送の実情からして、計画自体過小であり、この過小計画すら計画どおり実施できぬありさまでは、三河島、鶴見の二大事故の反省の上に立つ積極的な保安対策など、もはや国鉄のみの責任と能力では解決を期待することが困難であるとし、かつ、昭和三十九年度予算要求にあたって、国鉄当局は、政府に対して、この計画による残工事のすべてに対する予算要求をいたしました。希望はいれられず、国鉄当局は大きな決意を迫られました。すなわち、このままでは引き続く事故も起こり得るとしたことです。ここにおいて、政府は、昭和四十年年度までに当該の委員会をつくり、資金についても責任を持つとしました。

国鉄をしてかかる状況におちいらしめた原因の一つは、公共企業体とはいふものの、公共性も企業性も何ら解明されないうまま、独立採算性のみ画然と与えられたことであります。国鉄の公共性とは、陸上輸送の根幹として安全、正確、迅速に輸送を行なうことにより国民経済に寄与することであり、いわゆる公共負担と称される産業政策、社会政策、文教政策からの運賃割引等は、当然国家政策としての財政支出によってまかなわれる性質のものであって、独算制のワケで運営される公共企業体の国鉄が負担すべきものでないにもかかわらず、そのまま押しつけられ、経営を圧迫していることであります。

また、国鉄が陸運における独占的地位を失いつ

つあるとき、独算制のワケ内運営の行く先は、当然のごとく企業性の追求となり、その結果、目前の投資効果をねらう投資と、合理化に急なあまり、優等列車の増発のみが行なわれ、その結果は、時代に逆行して、ローカル列車及び貨物の足をおそくし、過密ダイヤは神わざといわれながらも、しかもそこからは現状を打開する資金を生み出すことはとうてい不可能なのであります。

また、二次にわたる五カ年計画がいずれも過小であり、しかも、その過小計画すら計画どおり実施され得なかつたもう一つの原因は、それぞれの改良計画が国鉄だけの計画であり、その予算を握る政府の責任によって何ら権威づけられておらず、その資金計画は毎年度の予算編成の中で左右され、不安定な自己資金は過大に見積もられ、財政投融資すら思うにまかせず、計画は何らの権威も認められず、政府の手によってじゅうりんされたことであります。また、この財投を中心とする借り入れ金の重圧は、先ほど来の質疑応答によっても、遠からず経営の破綻となることを予告されておることも御承知のとおりであります。

以上申し述べたとおり、国鉄は、今日国民の要望にこたえるサービスの改善が行なわれなければならぬ、安全輸送への不安もあります。しかしながら、わが国の地理的、経済的条件からして、自動車、航空機の発達にもかかわらず、大量輸送機関としての国鉄を今後も必要とし、国鉄の安全、正確、迅速は、国民の経済の中で一そう強く要求されるところであります。

この要求にこたえて国鉄を再建整備するには、これまで申し述べた諸点に留意した対策が必要であるにもかかわらず、政府は、今回も部内につく

られたところの国鉄基本問題懇談会の結論さえ忠実に守らず、従来どおり運賃値上げによる大衆収奪によって資金調達を計画しておりますが、物価対策からもこれを抑制し、また国鉄の機能と役割りからも、道路、港湾、空港等と同様、政府が公共投資として所要資金の一部を出資し、緊急整備をはかることが肝要と考えられる次第であります。

第二は、二次にわたる五カ年計画が中途において挫折を余儀なくされた直接的原因は、何と云っても、計画が政府によって正式に承認されず、政府の責任が明確でなかつたことでありますから、これまた道路、港湾と同様、政府の責任によって計画は承認される必要があります。

以上が本法案提案の理由であります。

本法案は、以上申しました理由により、日本国有鉄道の現状を緊急かつ計画的に整備し、国民経済の中でその使命を十分発揮できることを目的としたものであり、

第一に、幹線輸送力の増強、通勤輸送の緩和等に必要な線路増設、車両の整備、輸送の近代化、及び今日国鉄に強く要求されております安全輸送のための保安施設の整備等を鉄道施設整備事業といたし、第一次五カ年計画以来とられてきた輸送力増強及び保安対策の計画を踏襲発展させようとするものであります。

第二は、これらの整備事業は、昭和四十一年度を初年度として十年間に所期の目的を完遂しようとするもので、これを二期に分け、国鉄は昭和四十一年度を初年度とする第一期五カ年計画、昭和四十六年度を初年度とする第二期五カ年計画の

それぞれについて計画を策定し、運輸大臣はこの計画について閣議決定を求めるものとし、この整備事業が政府によって承認され、政府も計画遂行に責任を持つ体制とするものであります。

第三は、整備事業についての財源措置についてであります。前に申し述べたとおりの理由から、所要経費の三分の一を政府出資といたし、国鉄の健全な運営と整備事業の計画的な実施をはかるうとするものであります。

なお、整備事業の規模についてであります。第一次五カ年計画では約一兆六千五百億を投入し、立ちおくれを解消し、安全輸送の確保を重点といたし、第二期五カ年計画においては、需要の伸びに応じた輸送力の増強、近代化等に主力を置くこととし、十年間の総事業量はおおむね三兆三千億円程度と見込んだ次第であります。

以上で提案の理由の説明を終わるわけでありすが、なお、本計画実施にあたっては、特に次の二点に留意するべきであります。

すなわち、その一つは、本法案による国鉄整備の目的は、国鉄をして国民経済上その使命を忠実に実行させるためのものでありますから、さきに指摘したごとく、採算と利潤のより得られるための投資に偏した方針は強く反省されねばなりません。利潤を生まない保安対策の拡充、あるいは通勤輸送の緩和等は、本計画で優先実施すべき事業であり、そのためにこそ、公共投資として政府が出資する意義もここにあるのであります。

第二は、国鉄の投資不足の回復と経済成長についてであります。高度成長政策は、幾つかの矛盾と問題点を露呈してまいりましたが、その中でも、社会資本、公共投資の立ちおくれからくるア

ンバランスがはなはしくなつてきており、資本の側からも社会資本の拡充が要求されておりますが、かかる事態になつたことに対する反省と検討が必要であります。本計画が民間企業の無政府の設備投資のしりぬぐい策として実施される場合には、この計画による投資はさらに新たな矛盾を生み出し、とどまることを知らぬものとなり、とうてい国民的要求は満たされないことになるのであります。当然、この無政府的な設備投資をコントロールする中で本計画は実施される必要があらます。また、国鉄を含む総合的交通体系が確立され、その分野と方向に沿つて本計画が実施され、国民経済の中で調和のとれた国鉄の姿になる必要があるといふことは、言うまでもありません。

以上で説明を終わります。(拍手)

日本国有鉄道整備緊急措置法案(久保三郎君外七名提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(岡田直君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。泊谷裕夫君。

〔泊谷裕夫君登壇〕

○泊谷裕夫君 私は、ただいま趣旨説明のありました日本国有鉄道整備緊急措置法案に対し、提案者の久保三郎議員並びに関係大臣にお尋ねをいたします。

足立日本商工会議所会頭、唐島基智三、御手洗辰雄氏ら各界の権威者が日本国有鉄道諸関係委員会を構成し、国鉄法の一部を改正する法律案に対する衆参運輸委員会並びに本会議の附帯決議の趣旨

を尊重し、国鉄の経営のあり方について長い間検討を続けてまいりました。昭和三十八年五月の答申は、当面の応急措置として、国鉄に資本金を与え

る第一歩として、とりあえず、目下の国鉄の借り入れ金のうち、政府がその債権者たる三千数百億円について、これを政府出資とすること。なお、第二次五カ年計画を打ち切り、新しい長期計画を政府の行なうべき措置に見合せて立案すること。この二つの答申をなされたのであります。さらに、諮問委員会から、国鉄第三次長期計画についての意見書が出されました。その大要は、大都市付近の通勤輸送の改善、幹線輸送力の増強、直接的保安対策の強化を内容とし、投資規模は約三兆円に達するが、安全の確保と輸送力の不足による経済のひずみ是正は緊急解決を要するので、昭和四十五年までに完遂すべきである。なお、この計画実施にあたって最も問題なのは、その資金調達の方法である。これについて、政府がまず財政投資の思い切った増額など、積極的な財政措置をとる必要がある。

次に、政府出資についてであるが、二兆円の国鉄資産のほとんどが、運輸収入と借り入れ金のみによつてつくり上げられたものであり、その中で政府は、国鉄の長い歴史において、昭和二十五年にわずか四十億円の出資をしたにすぎないといふことはまことに不合理であるので、この際、政府出資の増額を政府に強く要望する。

なお、これに関連して、国鉄に課せられている公共負担であるが、再三にわたつて指摘してきた通勤、通学定期割引率を法定限度内まで引き下げること、及び公共負担による原価割れを政府が補償することの二つを何としてでも断行すべきである。

結びとしてこの答申は、戦後の疲弊したわが国

経済の再建をはかるため国鉄の果たした役割りと、わが国経済発展の基盤としての国鉄の使命を考へるとき、また、ヨーロッパ諸国における政府出資、公共割引の補償など積極的な政府の鉄道補助政策の実例に徴しても、いまこそ政府が国鉄に對して抜本的な援助を行なうべき段階に到達していることは明らかで、真に国鉄がその使命を果たし得るよう所要の措置を早急に講ぜられんことを強く要望する。となつております。

ところが、その後政府は、日本国有鉄道基本問題懇談会を各省事務次官で構成し、昭和三十九年十一月二十七日出された意見書の大要は、政府として最も政治的責任を負わなければならない政府出資について次のように述べております。日本国有鉄道法第五條第二項によれば、政府は、必要があるとき、国鉄に追加して出資することができると定められてゐる。当面国鉄の希望するよう出資は困難であるとしても、今後の問題として、出資またはこれにかわる負担金などについて検討することが必要であるとすしかえておるのであります。あげて一切の資金調達を運賃値上げによる一般大衆に押し寄せる方策をとつたのであります。

一体、公共企業体といふのは何なのであります。政治的には何らの配慮もなされず、弱い一般大衆を痛めつけて強い大企業を守り、それを国家的機構の中で守り抜くことが公共企業体なのであります。か。諮問委員会が「第一に財政投融資の大規模投入、第二に国の出資、しかる後にある程度の資金を運賃の値上げに求めることはやむを得ない」として、いかにして国民の負担増を少なくし、生活を安定せしめるかが政治でありましょ

う。しかりとするならば、当然久保議員提出の日本国有鉄道整備緊急措置法のように、運賃値上げを阻止する政治的な措置がとれることが急務と思ふのであります。久保議員に、諮問委員会答申と同法案の関連について、また運輸大臣は、諮問委員会の答申が誤りと思ふのかどうか、もし誤りなしとするならば、その政治的措置はいついかなる方法で具体化するのか、この際明らかにしていただきたいと思ふのであります。

なお、久保議員の説明によると、十カ年で総事業費三兆三千億とし、第一期一兆六千五百億と予想しておりますが、少々不足ではないかと思われ

ますが、その考えをあわせ明らかにしていただきたいと思ふのであります。

次に、今回の運賃値上げは平均二五%、旅客三%、貨物二・三%、通勤定期実定に六八%と、相当大幅なものであります。聞くところによりますと、昨年の十二月二十五日の経済閣僚懇談会において、政府は、国鉄の新長期計画をおおむね二兆九千億円の投資規模をもつて四十年から七十年計画が実施することを確認いたしました。しかしながら、資金計画について了解が得られず、大蔵省側からは、運賃値上げは四十一年一月から実施し、その後さらに財源が必要なら、四十三年度にも再び値上げしてもよいという主張が行なわれたと伝えられておりますが、この際、佐藤総理から、第三次長期計画期間中再び鉄道運賃の値上げを行なわないといふことを、この国会を通し、国民の前に約束をしてほしいと思ふのであります。が、総理の所見を明らかにしていただきたいと思

昭和四十年十二月二十八日 衆議院會議録第七号

日本国有鉄道整備緊急措置法案の趣旨説明に対する泊谷裕夫君の質疑

一四二

います。

なお、うわさによると、藤山経済企画庁長官は、来年は一斉に公共料金を値上げをするが、大體調整のとれたところで向こう三カ年間ぐらい公共料金をストップさせると語ったということですが、その真偽を明らかにしてもらうとともに、もしそれが事実であるとすれば、いかなる政治的な措置をとらうとされておるのか、この際、あわせお聞かせをいただきたいと思うのであります。

次に、石田国鉄総裁は、NHKで、「国鉄は、国で投資したものは一つもない、全部運賃の中から生み出されたものだ、借金があるが、たいしたものじゃない。」と、このことは、正確ではあるけれども、問題の核心に触れていると思います。政府は、口を開けば財政投融資の大幅考慮を声高らかに放送するのであります、これに関連いたしまして、国有鉄道資金収入計画案によりまして、第三次長期計画終了年の昭和四十六年には、長期債務残高は実に三兆円をこえ、一日平均の借り入れ金など返済金とその利子の支払いは、実に約十一億四千万円となります。国鉄の運輸収入見込みの実に三割七分という金は、右から左、銀行に納めなければならぬという驚くべき数字なのであります。国鉄経営の破綻はあまりにも明らかであります。

英国の七千億の国庫借り入れ金の封鎖、西ドイツの設備投資の千三百億、フランスの戦災復興費政府出資約三千億など、諸外国の鉄道助成策は見るべきものがあります。国鉄基本問題懇談会も、国鉄監査報告書も、政府出資、市町村納付金の減免など、財政的措置が特に要望されております。

が、政府借り入れ金返済たな上げ、利子補給、税の減免などについて考慮されてしかるべきと思いますが、佐藤総理の基本的な考えと、大蔵大臣の具体的な助成策について、この際明らかにしていただきたいと思ひます。

第三に、国民大衆は、重税と物価の値上がりで、苦しい毎日を送っているのに、これとは反対に、私的独占体、大企業を肥え太らせるために、あらゆる手段が動員されております。国家機構はもとよりのこと、たとえば租税特別措置法、国庫補助、財政投融資、利子補給、最近では、山一証券に対する無利子、無担保、無期限の貸し付けなど、ありとあらゆる保護が加えられているのであります。さらに、こうした独占体を強化する重要な一環としての価格体系があります。昭和三十八年の実績で、大口特約電力料金、一キロワット時三円三銭に対し、一般家庭の従量電灯十アンペア、月八十キロワット時十二円二十六銭であります。水道料金も、工業用水はトン当たり四円五十銭なのに、一般家庭向けは、その四倍の二十四円であります。鉄道貨物運賃でも、ただ単に物価を安定せしめるために貨物運賃の上昇率を抑えたというこぼが使われますけれども、鉄道統計年報によりまして、鉄鋼一トン当たり平均運賃は五百二十四円四十八銭であります。しかも、一般家庭用ミカンには、実にこの五倍以上の二千八百四十五円三十一銭となっているのであります。

このように、鉄道貨物運賃は、十四等級のうち六等級以下は採算割れといわれております。原料のほとんどが六等級以下であります。その結果、国鉄運賃の実績は、貨物運賃収入は赤字となり、それを旅客運賃によってまかなっておるのであります。

あります。国有鉄道といながら、生活必需品物資に対する特別措置はもちろん、その他石炭など、通産省、農林省、厚生省、文部省で俗にいう政策運賃をきめ、関係する団体にはよい子になりながら、その始末はあげて旅客運賃にしろ寄せする仕組みは、あまりにもかつてといわなければなりません。担当運輸大臣として、この理不尽な体系を是正する責任を有すると思うのでありますが、いかなる所見をお持ちであるか、この際明らかにしていただきたいと思うのであります。

第四に、旅客運賃についてでありますけれども、今回の値上げ案は、遠距離利用者に特にきびしいものであります。上野―札幌二等二千四百円が二千九百八十円と四三%増であります。急行、寝台料金を含めまして三三%の値上げとなります。さらに大きいのは通勤定期であります。一カ月定期で東京―横浜千五百円が二千四百円で実に九一%増であります。大宮が千八百円が二千四百円で九四%、立川が千二百七十円が二千四百円で八八%と、驚くべき数字を示すのであります。しかも、割引率は七割前後で、国鉄経営上からはまだ十分といえないのであります。

一面、国民生活から見た場合に、かりに、いま伝えられております来年度所得税減税二千億といはしにしても、納税者一人当たり月八百円程度であります。通勤定期値上りが分以下といわなければなりません。西ドイツでは通勤、通学輸送の赤字に対する一部補償、フランスでは公共割引に対する全額補償など考慮されておりますが、運輸大臣は、民生安定上いかに措置されようとするのか、その方針を明らかにしていただきたいと思うのであります。

最後に、今回の国鉄運賃の値上げの問題は、特殊な意義を持つておると思ひます。一般の物価が安定しておるときに国鉄の設備を整備するということは、たいへん意味が違ふと思うのであります。消費者物価を中心に、政府見解が二・四%の上昇だといながら、事実は八%をこえるような現状において、公債が発行され、さらに物価の上昇を刺激するだろうといわれております。特に、ことしも勤労生活者の生活は実質において去年よりも低下してきております。このこと自体国鉄企業にも直接影響を受け、いつまでも料金を押さえておくことは不能でありましょう。何ら有効な施策もなく公共料金を押さえることはたいへん愚かな政策といわなければなりません。だからといって、物価の上昇に先んずるような公共料金の上昇を許すというのにも問題があります。

石田国鉄総裁のことばを借りて言えば、これまでの毎度の運賃値上げの要請が、ことごとく国会の権限で値切り倒され、値切れば値切ったなりに不足額を予算で埋め合わせればよいものを、値切り倒しただけでザッツオール、しかも、わがもの顔して赤字新線や政策割引によるばく大な公共負担を押しつけるという政治の無責任によるものだ。どこをどう押したって、非は政治の側にあり、国鉄に非があるとするれば、それはこうした投げやりな政治に文句一つ言えない屈折した国民性こそありと、まさに一身を賭したような感じがするのであります。

総理の独断制というのであれば、運賃決定を国家でやることも、政策運賃を各省で定めることも問題がありません。苦悩する国民大衆、苦悩する公共性と独断制の国鉄、一体だれに罪ありやと

この修正に伴う遠距離旅客への影響を緩和するために、往復割引制度の強化を行なうことと

昭和四十年十二月二十八日 衆議院會議録第七号

日本国有鉄道整備緊急措置法案の趣旨説明に対する粕谷裕太君の質疑 朗説を省略した議長の報告

いたしております。

長期計画を法律で定めることに關しましては、趣旨は一応ごつとも考えられますが、国鉄の今後の新長期計画につきましては、国鉄基本問題懇談会の意見書に基づいて閣議了解をして、この計画の完全実施を期しておるのでございます。

次に、政府が交付金を交付することについては、国の財政の現状から見ても、いま直ちにこれを実施するということには無理があるので、今後の問題として検討してまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣藤山愛一郎君登壇〕

○国務大臣(藤山愛一郎君) ただいま、公共料金等をお尋ねになりましたけれども、ただいま、消費者米価を除きまして、国鉄あるいは郵便料金等につきましては、少なくとも今回の値上げが三年は値上げをしなくていいような率で考えておりますので、三年間は値上げをしないで済むということでございます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 国鉄に対する政府の出資、融資、このことにつきましては、ただいま運輸大臣からお答えいたしましたとおりであります。(拍手)

○副議長(園田直君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(園田直君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
大蔵大臣 福田 赳夫君
運輸大臣 中村 寅太君
郵政大臣 郡 祐一君
自治大臣 永山 忠則君
国務大臣 藤山愛一郎君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君
法務政務次官 山本 利壽君
運輸省鉄道監督 堀 武夫君

朗説を省略した議長の報告

(要求書受領)

一、去る二十日、内閣から、中央更生保護審査会委員に一本駒太郎君及び藤野庄蔵君を十二月十七日付をもつて任命したので、犯罪者予防更生法第五条第三項の規定により本院の承認を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に池松文雄君、頼母木真六君、平塚泰蔵君及び我妻榮君を十二月十七日付をもつて任命したので、放送法第十六条第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十八日、内閣から、社会保険審査委員会に久下勝次君を任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(通知書受領)

一、昨二十七日、衆議院議長から、国会において

議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和四十年年度一般会計補正予算(第3号)
昭和四十年年度特別会計補正予算(特第2号)
昭和四十年年度政府関係機関補正予算(機第2号)

一、昨二十七日、衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
中小企業信用保険法の一部を改正する法律
中小企業信用保険臨時措置法
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
(応召議員)
一、昨二十七日、召集に応じた議員は次の通りである。

三重県第一区選出 山本 幸雄君
一、今二十八日、召集に応じた議員は次の通りである。

新潟県第二区選出 稲葉 修君
(常任委員辞任)
一、去る二十五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 井岡 大治君 山本 幸一君

法務委員

山本 幸一君 井岡 大治君

商工委員

小沢 辰男君 佐々木秀世君
小沢 恵三君 藤本 孝雄君

建設委員

建設委員 佐々木良作君

予算委員

一、昨二十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 周東 英雄君 登坂重次郎君
藤田 義光君 森 清君

大蔵委員 岩動 道行君 西岡 武夫君
周東 英雄君 森 清君

社会労働委員 大平 正芳君
予算委員 田中 六助君

(常任委員補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 山本 幸一君 井岡 大治君
法務委員

井岡 大治君 山本 幸一君

藤本 幸雄君 小淵 惠三君
佐々木秀世君 小沢 辰男君

建設委員 玉置 一徳君
予算委員 佐々木良作君

一、昨二十七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

岩動 道行君 田澤 吉郎君

渡辺美智雄君 西岡 武夫君

周東 英雄君 登坂重次郎君

森 清君 藤田 義光君

大蔵委員

周東 英雄君 森 清君

岩動 道行君 西岡 武夫君

社会労働委員

竹内 黎一君 大平 正芳君

予算委員

一、昨二十七日、議員から提出した議案は次の通りである。

地方財政法の一部を改正する法律案（川村継義君外八名提出）

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（川村継義君外八名提出）

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（川村継義君外八名提出）

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（川村継義君外八名提出）

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（川村継義君外八名提出）

国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（有馬輝武君外十二名提出）

（議案付託）

一、昨二十七日、委員会に付託された議案は次の通りである。

石油ガス譲与税法案（内閣提出第一四号）

地方行政委員会 付託

石油ガス税法案（内閣提出第二三三号）

大蔵委員会 付託

（議案送付）

一、去る二十五日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法案

一、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案

は次の通りである。

蘭系価格安定法の一部を改正する法律案

日本蚕糸事業団法案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険臨時措置法案

（議案通知書受領）

一、昨二十七日、参議院において次の内閣提出案

を可決した旨の通知書を受領した。

昭和四十年年度一般会計補正予算（第三号）

昭和四十年年度一般会計補正予算（第三号）

昭和四十年年度特別会計補正予算（特第二号）

昭和四十年年度政府関係機関補正予算（機第二号）

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険臨時措置法案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

（調査要求承認）

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨二十七日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、日本国有鉄道の経営に関する事項

五、港湾に関する事項

六、海上保安に関する事項

七、観光に関する事項

八、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実状並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十年十二月二十七日

衆議院議長 山口喜久一郎殿

運輸委員長 長谷川 峻

衆議院議長 山口喜久一郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、公団等國が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計に関する事項

五、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付

金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面から説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十年十二月二十七日

決算委員長 堀川 恭平

衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和四十年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の現況にかんがみ、地方公務員の給与改定に要する経費の財源を地方団体に附与する等のため、昭和四十年度に限り、地方交付税法の特例措置等を講じようとするものである。その大要は次の通りである。

(一) 国税三税(所得税、法人税、酒税)の減額補

正にともない減額されるべき地方交付税の額約五百十二億円は、昭和四十年度に限り、特別にこれを減額しないこととし、本年度当初予算に計上された地方交付税の総額をもつて本年度の地方交付税とする。

(二) 昭和四十年度に限り、地方公務員の給与改定財源(交付団体分三百六十八億円)のうち、三百億円を資金運用部資金から借り入れて普通交付税に加算することとし、これにともない、給与費に關係のある単位費用を改定する。

(三) 昭和四十一年度から昭和四十七年度までの各年度において、三百億円の借入金償還することとし、これにともない、これらの各年度に限り、地方交付税の総額は、各年度の地方交付税の総額から償還所要相当額を減額した額とする。

二 議案の可決理由

国の財政及び地方財政の現状において、今回の本案による措置は妥当と認め、賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年年度交付税及び譲与税配付金特別会計補正予算において、三百億円の借入金を計上

している。この借入金により、地方交付税交付金は七千四百三十一億八千七百七十七円となる。右報告する。

昭和四十年十二月二十七日

地方行政委員長 中馬 辰猪

衆議院議長 山口喜久一郎殿

昭和四十年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出)に関する少数意見報告書

一 少数意見の趣旨及び理由

本案は、現在の地方財政の危機に対する対策としては、多くの矛盾や欠点をもっているもので、妥当と認められない。

よつて、本案は否決すべきである。

右少数意見報告書を提出する。

昭和四十年十二月二十七日

提出者

地方行政委員 安井 吉典

同 川村 継義

賛成者

地方行政委員 佐野 憲治

同 阪上安太郎

同 華山 親義

同 細谷 治嘉
衆議院議長 山口喜久一郎殿

石油ガス譲与税法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、都道府県及び六大市の道路財源を充実強化するため、石油ガス譲与税として、石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額を譲与しようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

1 石油ガス譲与税の総額は、石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額とする。

2 譲与を受ける団体は、都道府県及び六大市とする。

3 石油ガス譲与税は、毎年四月一日現在により、都道府県及び六大市の区域内にある一般国道及び都道府県道の延長及び面積にあん分して譲与する。

4 前項の道路の延長及び面積は、自治省令で定めるところにより算定するものとする。ただし道路の種類、幅員による道路の種類等の事情により自治省令で補正することができるものとする。

5 石油ガス譲与税は、毎年度八月、十二月及び三月に、それぞれ原則として、各譲与時期の前四ヶ月間に収納した石油ガス税の二分の一に相当する額を譲与するものとする。

6 都道府県及び六大市は、譲与を受けた石油ガス譲与税の総額を道路に関する費用に充てなければならないものとする。

7 本法は原則として、昭和四十一年一月一日から施行するものとする。

なお、昭和四十年に譲与される額は約八億円であるが、平年度においては約四十七億円となる見込みである。

二 議案の修正議決理由

税制調査会の答申に基づき、さらにまた昭和三十九年を初年度と策定された道路整備五箇年計画による道路整備事業費の増加状況等を勘案して、石油ガス譲与税制度を設けることによつて都道府県及び六大市の道路財源の充実強化を図る本案の趣旨は妥当であるが、石油ガス税法の修正に伴い、本法の施行期日を延期する等の措置が必要であると認め、本案は賛成多数をもつて別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十年度交付税及び譲与税配付金特別会

計予算に三億九千四百万円及び同補正予算に三億八千五百万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十年十二月二十八日

地方行政委員長 中馬 辰猪

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

（小字及び一は修正）

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十一年一月一日から施行する。ただし、附則第三項、第四項及び第六項の規定は、公布の日から施行する。

（昭和四十年の特例）

2 昭和四十年に限り、第二条第一項中「毎年」とあるのは「昭和四十年」と、第三条第一項の表中「十二月から二月までの間の」とあるのは「一月及び二月中の」とする。

4 前項の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和四十〇年度分の地方交付税から適用する。

昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十年度における租税収入の異常な減少等に対処するため、必要な財政処理の特別措置を次のとおり定めようとするものである。

（一）公債の発行

(1) 政府は、昭和四十年度における租税及び印紙収入の減少を補うため、国会の議決を経た金額（二千五百九十億円）を限度として、公債を発行することができることとする。

(2) (1)の議決を経ようとするときは、その公債の償還計画を国会に提出しなければならないこととする。

(3) (1)の公債の発行は、歳出予算の翌年度繰越額の範囲内で、昭和四十一年度においても行なうことができることとする。

（二）交付税及び譲与税配付金特別会計への一般会計からの繰入金等の特例

(1) 一般会計からの繰入金の特例

(イ) 昭和四十年において、所得税、法人税及び酒税（以下「三税」という。）の収入見込額が一千七百三十四億円減少するに伴い地方交付税交付金が五百十二億円減少する見込みであるが、これを補うた

め、この減少額に相当する金額を特別に一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとする。

(四) 昭和四十年に限り、三税収入決算の増減による後年度精算は行なわれないこととする。

(2) 借入金の借入れ

(イ) 昭和四十年度における地方公務員の給与改訂に伴い、同年度において三百億円を限り、この会計の負担において、借入金を行うことができるものとする。ことに、右借入金については、昭和四十一年度以降七カ年度にわたり返済が行なわれるよう措置している。

(ウ) 右借入金の利子の支払に充てるため必要な金額は、予算の定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

(三) その他

前記に伴い、国債に関する法律第一条を改める等規定の整備を図ることとしている。

二 議案の可決理由

最近における経済情勢にかえりみ、一般会計において公債を発行することは必要適切な措置

であり、また、地方財政の現状にかんがみ、四十年年度の一般会計からの交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額を当初予算計上額によることとし、あわせて同年度の地方交付税交付金の増額に関する措置に伴い同特別会計において借入金ができることとする等の措置も必要であることを認め、本案は原案の通りこれを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和四十年年度補正予算において、一般会計の歳入に公債金二千五百九十億円を計上するとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入に借入金三百億円、歳出に地方交付税交付金三百億円を計上している。

右報告する。

昭和四十年十二月二十七日

大蔵委員長 吉田 重延

衆議院議長 山口喜久一郎殿

石油ガス税法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における自動車燃料用石油ガスの消費状況にかえりみ、揮発油に対する課税と

の権衡をはかるとともに、道路整備財源を確保するため、自動車用燃料として消費される石油ガスに対して、新たに、石油ガス税を課せらるるもので、主たる内容は次のとおりである。

(一) 自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスを課税物件とすることとし(以下「課税石油ガス」という)、その税率を一キログラム当たり一七円五十銭として昭和四十一年一月分から課税することとしている。

(二) 石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスについては石油ガスの充てん者を、保稅地域から引き取る課税石油ガスについてはその引取者を、納税義務者とするとしている。

(三) 石油ガス税は、石油ガスの充てん者については、移出した月の翌月末までに申告の上納付しなければならないこととし、保稅地域から引き取らうとする者については、引取りの都度、所轄税関長が徴収することとしている。

ただし、担保の提供があつたときには、一カ月以内に限り、右の納期限を延長することができるとしている。

(四) 課税石油ガスが輸出または特定の用途に供される場合には、石油ガス税を免除すること

とし、その手続等について所要の規定を設けることとしている。

(四) 石油ガスの充てん業について、その開業業申告を義務付けるとともに、石油ガスの充てん者、課税石油ガスの販売業者等について記帳義務を課することとしている。

(六) 国税庁、国税局、税務署または税関の当該職員について、石油ガス税に関する調査に必要な範囲内での質問検査権を認めることとしている。

なお、本案の施行に伴い、昭和四十年年度において約一五億八千五百万円の収入が見込まれているが、この内二分の一相当額は、別途、石油ガス譲与税法の規定に従い、地方道路財源として都道府県及び指定市に譲与することとされている。

二 議案の修正議決理由

揮発油に対する課税との権衡並びに道路整備財源確保の必要性にかんがみ、適切妥当な措置と認めるが、なお、納税義務者及び需要者の負担の実情等をさらに充分考慮する必要があるので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

(一) 税率を、昭和四十一年二月一日から同年十二月三十一日まで、一キログラムにつき五円、昭和四十二年一月一日から同年十二月三十一日まで、一キログラムにつき十円とし、昭和四十三年一月一日から本則税率を適用することとする。

(二) 施行期日を昭和四十一年二月一日に延期するとともに、これと見合つて、自動車用の石油ガス容器である旨の表示義務の規定の施行期日を昭和四十一年三月一日に延期する。

(三) 移出に係る課税石油ガスについての石油ガス税の納期限を一カ月延期し、移出した月の翌翌月末日までとする。

(四) 課税石油ガスの販売代金の領収不能の正当性について所轄税務署長の承認を受けたときは、翌月以後の申告税額から当該領収不能分に対する税額を控除することができるとするとともに領収不能として右の税額控除の適用を受けた販売代金を領収したときは、その領収分に対する税額を申告納付しなければならないこととする。

なお、本修正による減収額は、昭和四十年年度において約十五億八千五百万円の見込みである。

三 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

内閣を代表して福田大蔵大臣は、本修正に対して「この程度の修正は止むを得ない。」旨の意見を述べた。

昭和四十年十二月二十七日

大蔵委員長 吉田 重延

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(戻入れの場合の石油ガス税の控除等)

第十五条 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガス[○]を当該石油ガスの充てん場に戻し入れた場合には、当該石油ガスの充てん者が当該戻入れの日の属する月の翌月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限までに提出するものに限る。次項[○]において同じ。)^{○及び第三項}に記載した同条第一項第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既にこの項、次項[○]又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。同項において同じ。)に相当する金額を控除する。

2 石油ガスの充てん者が他の石油ガスの充てん場から移出され、又は保税地域から引き取られた課税石油ガス[○]をその石油ガスの充てん場に移入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)[○]において、当該課税石油ガスをその移入した石油ガスの充てん場から更に移出するときは、その者が当該移出の日の属する月分の次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油ガス税額から当該課税石油ガスにつき当該他の石油ガスの充てん場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより徴取された、若しくは徴収されるべき石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既にこの項、次項[○]又は第四項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。同項において同じ。)に相当する金額を控除する。

3 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスの販売代金の全部又は一部の領収を受けることができなくなつた場合において、当該領収を受けることができなくなつたことに正当な理由があることについて、当該石油ガスの充てん者が、政令で定めるところにより、当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該承認を受けた日の属する月以後に提出期限の到来する次条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる石油ガス税額から当該領収を受けることができなくなつた販売代金に係る課税石油ガスの数量に對する石油ガス税額(延滞税、過少申告加算税及び無申告加算税の額を除くものとし、当該石油ガス税額につき既に第一項、前項、この項又は第五項の規定による控除が行なわれている場合には、その控除前の金額とする。)[○]として政令で定めるところにより計算した金額を控除する。

4 前二項の場合において、これらの規定による控除を受けるべき月分の次条第一項の規定による申告書に同項第七号に掲げる不足額の記載があるとき、又は同条第二項の規定による申告書の提出があつたときは、それぞれ、当該不足額又は当該申告書に記載された還付を受けようとする金額に相当する金額を還付する。

4⁵ 石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスを、その石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわないこととなつた後(第五条第五項ただし書の承認を受けた場合には、同条第六項に規定する期間の経過後)当該石油ガスの充てん場であつた場所に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより当該石油ガスの充てん場であつた場所の所在地の所轄税務署長の承認を受けて当該課税石油ガスを廃棄したときは、第一項又は前項の規定に準じて当該移出により納付された、又は納付されるべき石油ガス税額に相当する金額を

控除し、又は還付する。

5⁶ 第一項から前項までの規定による控除又は還付を受けようとする石油ガスの充てん者[○]は、当該控除又は還付に係る次条の規定による申告書に当該課税石油ガスの戻入れ又は移入及び移出に關する明細書並びに当該戻入れ又は移入の事実を証する書類として政令で定める書類を添附しなければならない。

7 第三項の規定の適用を受けた者が同項の規定の適用を受けた課税石油ガスの販売代金の全部又は一部の領収をしたときは、当該領収をした販売代金に係る課税石油ガスの数量として政令で定めるところにより計算した数量の課税石油ガスを、当該領収をした時に、その者が当該課税石油ガスを充てんして同項の規定の適用を受けた石油ガスの充てん場から移出したものとみなす。この場合において、当該移出したものとみなされた課税石油ガスに課せられるべき石油ガス税の税率は、当該課税石油ガスにつき第三項の規定により控除された石油ガス税額の計算の基礎となつた税率とする。

16⁸ 相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業(対価を受けるかどうかを問はず、反覆して石油ガスを自動車用の石油ガス容器に充てんすることをいう。以下同じ。)を承継した相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)がある場合において、その相続人が当該相続に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)により当該石

昭和四十年十二月二十八日 衆議院會議録第七号 議案に關する報告書

油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスを当該石油ガスの充てん場に戻し入れたとき〇又は被相続人により当該石油ガスの充てん場から移出された課税石油ガスを当該移出をしたものとみなして、第一項から前項までの規定を適用する。

17 前項の規定は、合併により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継した法人がある場合について準用する。この場合において、同項中「その相続人」とあるのは「その承継した法人」と、「当該相続に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）」とあるのは「当該合併により消滅した法人」と読み替えるものとする。

18 第三項又は第四項の規定による還付金につき国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定による還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、当該還付に係る申告書が次の各号に掲げる申告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に掲げる期限又は日の翌日から起算するものとする。

- 一 一次条第一項の規定による申告書 当該申告書の提出期限から一月を算する日
- 二 二次条第二項の規定による申告書 当該申告書の提出があつた日の属する月の末日

（移出に係る課税石油ガスについての課税標準及び税額の申告）

第十六条 石油ガスの充てん者は、その石油ガスの充てん場ごとに、毎月（当該石油ガスの充てん場からの移出がない月を除く。）、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、翌月末日までに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

- 一 その月中において当該石油ガスの充てん場から移出した課税石油ガスの重量
- 二 第十一条又は第十二条の規定による石油ガスの免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする課税石油ガスの重量
- 三 第一号の重量から前号の重量を控除した重量（以下「課税標準重量」という。）
- 四 課税標準重量に対する石油ガス税額
- 五 前条第一項、第二項〇若しくは第四項又は他の法律の規定による控除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする石油ガス税額（前号に掲げる石油ガス税額のうちに既に確定したものを含む。）
- 六 第四号に掲げる石油ガス税額から前号に掲げる石油ガス税額を控除した金額に相当する石油ガス税額（以下「納付すべき税額」という。）
- 七 第四号に掲げる石油ガス税額から第五号に掲げる石油ガス税額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 その他参考となるべき事項

2 前条第一項又は第四項の戻入れをした者〇又は同条第二項の承認を受けた者〇又は前項の規定による申告書の提出を要しない月において、同条第一項〇又は第四項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けるため、政令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該戻入れをした場所〇の所在地の所轄税務署長に提出することができる。

3 第一項の規定は、他の法律の規定によりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けて石油ガス税を免除された課税石油ガスについては、適用しない。

（移出に係る課税石油ガスについての石油ガス税の期限内申告による納付）

第十八条 第十六条第一項の規定による申告書を提出した石油ガスの充てん者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき税額に相当する石油ガス税を、国に納付しなければならない。

（引取りに係る課税石油ガスについての石油ガス税の徴収等）

第十九条 保税地域から引き取られる課税石油ガスに係る石油ガス税は、その保税地域の所在地

の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

2 第五条第一項ただし書又は第六条第一項の規定に該当する課税石油ガスに係る石油ガス税は、これらの規定に規定する石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長が、その移出をした日の属する月の〇翌月末日を納期限として徴収する。

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為により石油ガス税を免れ、又は免れようとした者
- 二 偽りその他不正の行為により第十五条第三項又は第四項の規定により還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る課税石油ガスに対する石油ガス税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該石油ガス税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十一年一月一日から施行する。ただし、第二十二條の規定は、同年二月

の所轄税関長が当該引取りの際徴収する。

2 第五条第一項ただし書又は第六条第一項の規定に該当する課税石油ガスに係る石油ガス税は、これらの規定に規定する石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長が、その移出をした日の属する月の〇翌月末日を納期限として徴収する。

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為により石油ガス税を免れ、又は免れようとした者
- 二 偽りその他不正の行為により第十五条第三項又は第四項の規定により還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る課税石油ガスに対する石油ガス税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該石油ガス税に相当する金額又は還付金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十一年一月一日から施行する。ただし、第二十二條の規定は、同年二月

一日から施行する。

(税率の暫定的軽減)

2 次の各号に掲げる期間内に石油ガスの充てん場から移出され、又は保税地域から引き取られる課税石油ガスに課せられるべき石油ガスの税率は、第十条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる税率とする。

一 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から昭和四十二年十二月三十一日まで 課税石油ガス一キログラムにつき五円

二 昭和四十二年一月一日から同年十二月三十一日まで 課税石油ガス一キログラムにつき十円

(経過規定)

23 この法律の施行の際現に石油ガスの充てん場をしていける者で引き続いて当該石油ガスの充てん場をしようとするものは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から一月以内に、その石油ガスの充てん場ごとに、その石油ガスの充てん場の位置その他政令で定める事項を当該石油ガスの充てん場の所在地の所轄税務署長に書面で申告しなければならない。

34 前項の規定による申告をした者は、施行日において、第二十三条第一項前段の規定による申告をしたものとみなす。

45 第三項及び第三十条第三号の規定は、第二項に規定する者で施行日から一月以内に同項の石油ガスの充てん場を廃止することとなるものに

つては、適用しない。

(関係法律の一部改正)

56 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「若しくはトランプ類の製造者」を、「石油ガス若しくはトランプ類の製造者(石油ガスについては、石油ガスの充てん者以下この条において同じ。)」に改め、「地方道路税」の下に「石油ガス税を加え、若しくはトランプ類(以下「被災酒類等」と総称する。)」を

「石油ガス若しくはトランプ類(以下「被災酒類等」と総称する。)」に改め、同条第二項中「揮発油税法第十七条第一項又は第四項の規定に係る部分に限る。の下に、石油ガス税法第十五条第一項(若しくは第四項)を加える。

67 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加える。

78 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十一号)の一部を

次のように改正する。

第一条中「地方道路税法(昭和三十年法律第四号)の下に、石油ガス税法(昭和四十年法律第号)を加える。

第十条の次に次の一条を加える。

(石油ガス税法の特例)

第十条の二 政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けて石油ガスの充てん場から移出する石油ガス税法に規定する課税石油ガスで次に掲げるものについては、政令で定める手続により、石油ガス税を免除する。

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するために購入するもの

二 個人契約者又は法人契約者がその締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営のみの事業をするために消費するもの

2 第九条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた課税石油ガスで所轄税務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについて準用する。この場合において、第九条第二項中「製造者」とあるのは、「石油ガスの充てん者」と、「物品税」とあるのは、「石油ガス税」と読み替えるものとする。

第十一条第一項中「前二条を」前三条に、「又は揮発油税及び地方道路税」を、「揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税」、「物品又は揮発油」を「物品、揮発油又は課税石油ガス」に、「第九条第一項各号及び」を「第九条第一項各号、第十条第一項各号又は」に改め、同条第二項中「物品又は揮発油」を「物品、揮発油又は課税石油

油ガス」に改め、「第九条第一項各号」の下に、

第十条第一項各号を加え、「第九条第一項又は」を「第九条第一項、第十条第一項又は」に、「又は揮発油税額及び地方道路税額」を、「揮発油税額及び地方道路税額又は石油ガス税額」に、「又は揮発油税及び地方道路税」を、「揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税」に改める。

89 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法(昭和三十年法律第四号)の下に、石油ガス税法(昭和四十年法律第号)を加える。

第七条中「地方道路税」の下に「並びに石油ガス税」を加え、「製造された」を「製造され、又は自動車用の石油ガス容器に充てんされた」に改める。

910 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一百九条中「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加える。

1011 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「地方道路税」の下に「石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税」を、「地方道路譲与税の譲与金」の下に「石油ガス譲与税(昭和四十年法律第号)による石油ガス譲与税の譲与金」を加える。

昭和四十年十二月二十八日 衆議院會議録第七号

議案に関する報告書

1112

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法(昭和三十年法律第百四号)の下に並びに石油ガス税法(昭和四十年法律第 号)」を加える。

第二条第一項中「若しくは地方道路税を、地方道路税若しくは石油ガス税に改め、製造場」の下に「(石油ガスについては、石油ガスの充てん場。以下同じ。)」を加える。

第四条第二項中「及び揮発油税法第十二条の二第一項を、揮発油税法第十二条の二第一項及び石油ガス税法第十九条第一項に改める。

第五条第一項中「又は揮発油税及び地方道路税を、揮発油税及び地方道路税又は石油ガス税に改め、製造者」の下に「(石油ガスについては、石油ガスの充てん場)」を加え、「又は揮発油税法及び地方道路税法を、揮発油税法及び地方道路税法又は石油ガス税法に改め、同

条第二項中「又は揮発油税法及び地方道路税法」を、「揮発油税法及び地方道路税法又は石油ガス税法」に改め、同条第二項中「又は揮発油税法及び地方道路税法」を、「揮発油税法及び地方道路税法又は石油ガス税法」に改め、同

条第三項中「又は揮発油税法及び地方道路税法」を、「揮発油税法及び地方道路税法又は石油ガス税法」に改め、同条第三項中「又は揮発油税法及び地方道路税法」を、「揮発油税法及び地方道路税法又は石油ガス税法」に改め、同

1213

日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法(昭和三十年法律第百四号)の下に、石油ガス税法(昭和四十年法律

第 号)」を加える。

第三条第一項中「地方道路税法」の下に「石油ガス税法」を加え、同条第二項中「又は石油ガス税法」を、「石油ガス税法又は石油ガス税法」に改め、同条第二項中「又は石油ガス税法」を、「石油ガス税法又は石油ガス税法」に改め、同

第四条中「地方道路税法」の下に「石油ガス税法」を加える。

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「地方道路税法(昭和三十年法律第百四号)の下に、石油ガス税法(昭和四十年法律第 号)」を加える。

第二条第一号中「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加え、同条第二号中「又は石油ガス税」を、「石油ガス税又は石油ガス税」に改め、同

第五条第三項ただし書中「又は揮発油税法第五條第六項(引取りとみなす場合)」を、「揮発油税法第五條第六項(引取りとみなす場合)又は石油ガス税法第五條第三項(引取りとみなす場合)」に改め、同

道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「揮発油税の収入額の予算額」の下に「石油ガス税の収入額及び石油ガ

ス税の収入額の予算額の二分の一に相当する金額の合算額(以下「揮発油税等の収入額の予算額」という。))を、「揮発油税の収入額の決算額」の下に「の全額及び石油ガス税の収入額の決算額の二分の一に相当する金額の合算額(以下「揮発油税等の収入額の決算額」という。))を加え、同項第一号及び第二号中「揮発油税を、揮発油税等に改める。

道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「揮発油税の収入額に相当する金額」の下に「及び石油ガス税の収入額の二分の一に相当する金額」を加える。

国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加える。

国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「地方道路税」の下に「石油ガス税」を加える。

第十五条第二項第六号中「製造場」の下に「(石油ガス税については、石油ガスの充てん場とする。))」を加える。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一五二

議案の要旨及び目的

昭和四十年年度において、低温、台風等により水陸稲の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払いが増加する等のため、同勘定の支払財源に不足が生ずる見込みであるので、一般会計から十六億三千百万円を限り、同勘定に繰り入れることができることとしようとするものである。

なお、この繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余が生じた場合には、同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除した残額を一般会計に繰り戻さなければならぬこととしている。

二 議案の可決理由

本年春の異常気象、収穫期の台風等による水陸稲の減収に伴う再保険金支払見込額の増加等により、農業共済再保険特別会計の農業勘定の支払財源に不足を生ずることとなるので、一般会計から同勘定に右不足をうめるための資金の繰り入れを行なうことは適当な措置であると認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和四十年年度補正予算において、一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定への繰入金十六億三千百万円を計上している。

昭和四十年十二月二十七日

衆議院議長 山口喜久一郎殿

大蔵委員長 吉田 重延

衆議院會議録第五号中正誤

ページ 段行 誤 改正 正

定価 一部 二十五円

(ただし良質紙は三十円)

(郵送料別)

発行所 東京都港区赤坂四丁目二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一